立ちどまらない保険。

MS&AD MS&ADインシュアランス グループ

# 第14期
# 定時株主総会招集ご通知

**日 時**

2022年6月27日（月曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

**場 所**

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上駿河台ビル

**決議事項**

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役11名選任の件

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただき、ご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。
ご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
証券コード　8725

# ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
さて、当社第14期定時株主総会を６月27日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

取締役社長 グループＣＥＯ　**原　典之**

## MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

### 経営理念（ミッション）

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

### 経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

### 行動指針（バリュー）

- **お客さま第一**　Customer Focus
  わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
- **誠実**　Integrity
  わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
- **チームワーク**　Teamwork
  わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
- **革新**　Innovation
  わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
- **プロフェッショナリズム**　Professionalism
  わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

## 目　次

(ページ)


**第14期定時株主総会招集ご通知　1**

議決権行使についてのご案内 …… 2

**株主総会参考書類　3**

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 3

第２号議案　定款一部変更の件 …… 5

第３号議案　取締役11名選任の件…… 7

**添付書類　25**

事業報告 …… 25

連結計算書類 …… 54

計算書類 …… 56

連結計算書類に係る
会計監査人監査報告書謄本 …… 58

計算書類に係る
会計監査人監査報告書謄本 …… 60

監査役会監査報告書謄本 …… 62

**ご参考　64**


---

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止に関するご案内

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次のとおりご案内いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

■株主の皆さまへのお願い

・新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
・事業の経過及び成果等、当期の業績及び対処すべき課題についてご説明した動画を、当社株主総会ウェブサイトに掲載いたします。
・また、本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に承り、当社株主総会ウェブサイトに回答を掲載させていただく予定です。ご質問等を希望される株主さまは、6月14日（火曜日）までに当社株主総会ウェブサイトよりお寄せください。なお、ご質問いただいた場合でもすべてのご質問にお答えできないことがございますので、あらかじめご了承ください。

■当日のご来場に際してのお願い

・マスク着用でのご来場と会場に設置予定のアルコール消毒液のご使用にご協力ください。マスクを着用されない株主さまはご入場をお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
・体調不良と見受けられる株主さまにおかれましては運営スタッフからお声がけさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
・株主さまのお席の間隔を広く取るため、席数を大幅に減らしております。お越しいただいてもご入場いただけない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

今後の状況により本株主総会の上記運営に変更が生じる場合は、当社株主総会ウェブサイトにてお知らせいたします。
【当社株主総会ウェブサイト】https://www.ms-ad-hd.com/ja/ir/ir_event/meeting.html

以　上

証券コード　8725
2022年６月３日

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目27番２号
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
取締役社長 グループCEO　原　　典之

# 第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

**株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

　なお、ご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

**１．日　　時**　2022年６月27日（月曜日）　午前10時（受付開始 午前９時）
**２．場　　所**　東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地
　　三井住友海上駿河台ビル
**３．株主総会の目的である事項**

**報告事項**
１．第14期［2021年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）］事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期［2021年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）］計算書類報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　定款一部変更の件
**第３号議案**　取締役11名選任の件

---

- 今後の状況により本株主総会の運営に変更が生じる場合はインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
- 本招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち以下のものにつきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
  ①事業報告のうち「１ 保険持株会社の現況に関する事項」の「（３）企業集団の主要な事務所の状況」「（４）企業集団の使用人の状況」「（５）企業集団の主要な借入先の状況」、「５ 新株予約権等に関する事項」、「８ 業務の適正を確保するための体制」及び「９ 特定完全子会社に関する事項」
  ②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  ③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 本招集ご通知、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております（修正が生じた場合は、修正後の内容を掲載いたします。）。

**当社ウェブサイト**　https://www.ms-ad-hd.com

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

### インターネットによる議決権行使

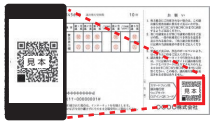

**ＱＲコードを読み取る方法**

スマートフォンにより議決権行使書用紙の専用ＱＲコードを読み取ることで、１回に限り、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。ログイン後、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

**「議決権行使コード」「パスワード」を入力する方法**

議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

**議決権行使サイト**　https://www.web54.net

**インターネットによる議決権行使期限**　**2022年６月24日（金曜日）午後５時まで**

### 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にご返送ください。

**書面の郵送による議決権行使期限**　**2022年６月24日（金曜日）午後５時到着**

### 株主総会へのご出席による議決権行使

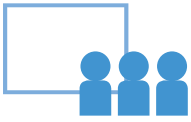

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主さま１名とさせていただきます。

**株主総会開催日時**　**2022年６月27日（月曜日）午前10時**

### インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

**三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート**
（受付時間　午前９時～午後９時）

**0120-652-031**（通話料無料）

**機関投資家の皆さまへ**　当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

## 第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、財務健全性の確保を前提として、持続的な成長により企業価値を高めていくとともに、継続的・安定的な株主還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

これを踏まえ、前中期経営計画 Vision 2021 (＊1) において、１株当たりの配当水準の安定性を維持することを基本としつつ、グループ修正利益 (＊2) の40％から60％相当額を目処に配当と自己株式の取得により株主還元を行う方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、以上の方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

### ■ 期末配当に関する事項

**１．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額**

当社普通株式１株につき金97円50銭　　総額53,375,972,033円

この結果、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、１株につき金180円となります。

**２．剰余金の配当が効力を生ずる日**

2022年６月28日

＊１　現中期経営計画における株主還元方針は、次ページ「〈ご参考〉株主還元方針について」をご参照ください。

＊２　グループ修正利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期利益を基礎に、異常危険準備金繰入額（繰入の場合は加算・戻入の場合は減算）などの加減算を行うことにより算出しております。

## 〈ご参考〉株主還元方針について

グループ中期経営計画（2022-2025）において、第１ステージ（2022-2023年度）ではグループ修正利益の50%、第２ステージ（2024-2025年度）では還元ベース利益の50%を基本とし、配当および自己株式の取得による還元を行ってまいります。それに加え、市場動向、事業環境、資本の状況などを踏まえ、機動的・弾力的に追加的還元を実施していきます。

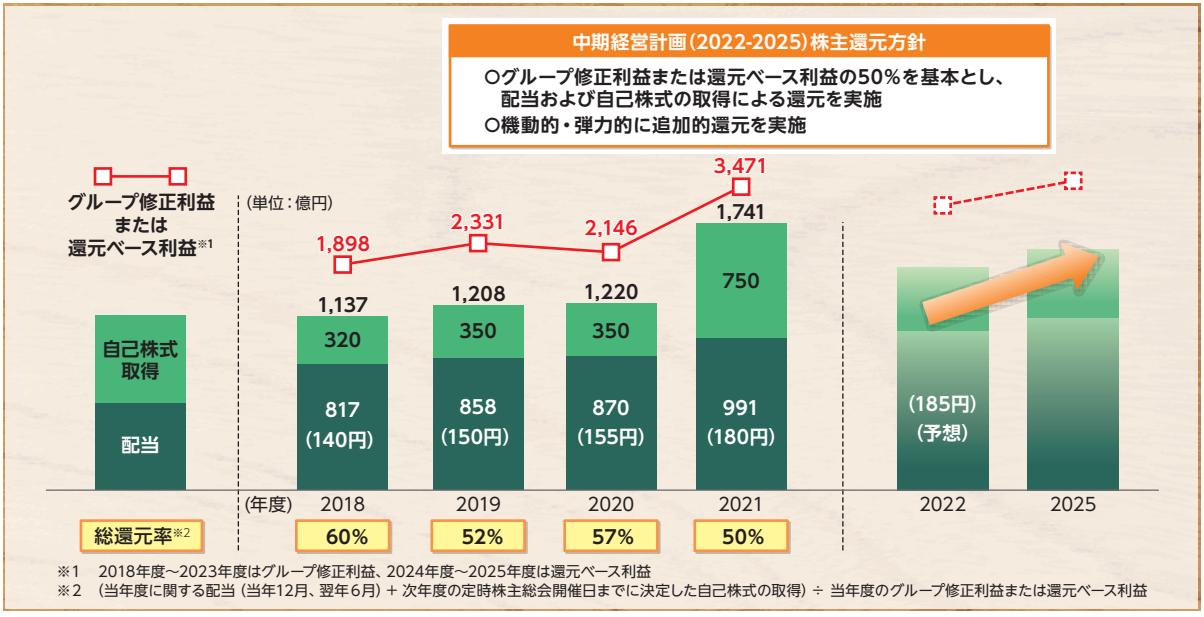


※1　2018年度～2023年度はグループ修正利益、2024年度～2025年度は還元ベース利益
※2　（当年度に関する配当（当年12月、翌年６月）＋次年度の定時株主総会開催日までに決定した自己株式の取得）÷当年度のグループ修正利益または還元ベース利益

### グループ修正利益の計算式

グループ修正利益※3 ＝ 連結当期利益 ＋ 異常危険準備金等繰入額※4、5 － その他特殊要因（のれん・その他無形固定資産償却額等） ＋ 非連結グループ会社持分利益

※3　各調整額は税引後
※4　国内損害保険事業および三井住友海上あいおい生命の異常危険準備金・危険準備金・価格変動準備金
※5　戻入れの場合は減算

### 還元ベース利益の計算式

還元ベース利益 ＝ IFRS純利益 － IFRS純利益からの調整項目※6 ＋ 政策株式売却損益

※6　市況変動影響、新契約費繰延影響、不利契約関連損益、無形固定資産の償却、のれんの減損

## 第２号議案　定款一部変更の件

**1.　変更の理由**

(1) 事業目的の一部変更（第２条）

保険業法改正により保険持株会社において行うことができる業務の範囲が拡大されましたので、機動的に対応することを可能とするため、当社定款を変更するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供制度の導入（第17条）

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 変更定款案第17条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

② 変更定款案第17条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③ 株主総会参考書類等のみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

**2.　変更の内容**

次に掲げる「現行定款・変更定款案対照表」に記載のとおりであります。

### 現行定款・変更定款案対照表

（下線が変更部分）

| 現行定款 | 変更定款案 |
|---|---|
| （目　的）<br>第２条　当会社は、保険持株会社として、次の業務を行うことを目的とする。<br>(1) 損害保険会社、生命保険会社、その他保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理<br>(2) その他前号の業務に付帯する業務 | （目　的）<br>第２条　当会社は、保険持株会社として、次の業務を行うことを目的とする。<br>(1) 損害保険会社、生命保険会社、その他保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務<br>(2) 前号に定める業務のほか、保険業法により保険持株会社が行うことができる業務 |

| 現行定款 | 変更定款案 |
| --- | --- |
| （株主総会参考書類等のみなし提供）<br>第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削　除） |
| （新　設） | （電子提供措置等）<br>第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br>2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対し交付する書面に記載しないことができる。 |
| （新　設） | 附　則<br>1．変更前定款第17条（株主総会参考書類等のみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。<br>2．前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のみなし提供）はなお効力を有する。<br>3．本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 |

## 第３号議案　取締役11名選任の件

取締役10名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役を１名増員することとし、社外取締役５名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　名 | 性別 | 当社における地位及び担当 |
|---|---|---|---|
| 1 | 再　任　柄澤（からさわ）　康喜（やすよし） | 男性 | 取締役会長　会長執行役員 |
| 2 | 再　任　金杉（かなすぎ）　恭三（やすぞう） | 男性 | 代表取締役　取締役副会長　副会長執行役員 |
| 3 | 再　任　原（はら）　典之（のりゆき） | 男性 | 代表取締役　取締役社長　社長執行役員（グループＣＥＯ） |
| 4 | 再　任　樋口（ひぐち）　哲司（てつじ） | 男性 | 代表取締役　副社長執行役員<br>総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、グローバル事業開発部、広報・ＩＲ部、国際管理部、海外生保事業部、監査部、資本政策、サステナビリティ、グループＣＦＯ |
| 5 | 再　任　福田（ふくだ）　真人（まさひと） | 男性 | 取締役執行役員<br>販売 |
| 6 | 新　任　白井（しらい）　祐介（ゆうすけ） | 男性 | 執行役員<br>経営全般補佐 |
| 7 | 再　任　坂東眞理子（ばんどうまりこ）　社外取締役　独立役員 | 女性 | 取締役（社外取締役） |
| 8 | 再　任　有馬（ありま）　彰（あきら）　社外取締役　独立役員 | 男性 | 取締役（社外取締役） |
| 9 | 再　任　飛松（とびまつ）　純一（じゅんいち）　社外取締役　独立役員 | 男性 | 取締役（社外取締役） |
| 10 | 再　任　Rochelle Kopp　ロッシェル・カップ　社外取締役　独立役員 | 女性 | 取締役（社外取締役） |
| 11 | 新　任　石渡（いしわた）　明美（あけみ）　社外取締役　独立役員 | 女性 | |

候補者番号 1

## 柄澤 康喜（からさわ やすよし）

再任

| | |
|---|---|
| ■ 生年月日 | 1950年10月27日生 |
| ■ 所有する当社株式の数 | 46,046株 |
| ■ 取締役会への出席状況（2021年度） | 12/12回（100%） |

### ■ 取締役候補者とした理由

経営企画、営業、広報、財務企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2010年から2016年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2016年から2021年まで同社の取締役会長を、また、2014年から2020年まで当社の取締役社長、2020年から当社の取締役会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

### ■ 略歴

| | |
|---|---|
| 1975年 4 月 | 住友海上火災保険株式会社入社 |
| 2004年 4 月 | 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長 |
| 2005年 6 月 | 同社取締役執行役員経営企画部長 |
| 2006年 4 月 | 同社取締役常務執行役員 |
| 2008年 4 月 | 同社取締役専務執行役員<br>当社取締役 |
| 2009年 4 月 | 取締役専務執行役員 |
| 2010年 4 月 | 三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員<br>当社取締役執行役員 |
| 2014年 6 月 | 取締役社長 社長執行役員 |
| 2016年 4 月 | 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員 |
| 2020年 6 月 | 当社取締役会長 会長執行役員（現職） |
| 2021年 4 月 | 三井住友海上火災保険株式会社取締役常任顧問 |
| 2021年 6 月 | 同社常任顧問（現職） |

### ■ 当社における地位及び担当：取締役会長 会長執行役員

（注） 19ページに「複数の候補者に共通する注記」として柄澤康喜氏に関する内容を記載しております。

候補者番号 2

# 金杉恭三（かなすぎやすぞう）

再任

■ 生年月日　1956年５月29日生

■ 所有する当社株式の数　53,691株

■ 取締役会への出席状況（2021年度）　12/12回（100%）

## ■ 取締役候補者とした理由

人事、営業、経営企画、統合推進に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2022年まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長、2022年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役副会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

## ■ 略歴

| | |
|---|---|
| 1979年 4 月 | 大東京火災海上保険株式会社入社 |
| 2008年 4 月 | あいおい損害保険株式会社常務役員人事企画部長 |
| 2009年 4 月 | 同社執行役員 |
| 2010年10月 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員 |
| 2011年 4 月 | 同社常務執行役員 |
| 2012年 4 月 | 当社執行役員 |
| 2012年 6 月 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員 |
| 2013年 4 月 | 同社取締役専務執行役員 |
| 2014年 6 月 | 当社取締役執行役員 |
| 2016年 4 月 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長 |
| 2020年 6 月 | 当社取締役副会長 副会長執行役員（現職） |
| 2022年 4 月 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長（現職） |

■ **当社における地位及び担当：**代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員

■ **重要な兼職の状況：**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長

（注） 19ページに「複数の候補者に共通する注記」として金杉恭三氏に関する内容を記載しております。

候補者番号 3

## 原（はら） 典之（のりゆき）

再任

■ 生年月日　1955年7月21日生

■ 所有する当社株式の数　45,246株

■ 取締役会への出席状況（2021年度）　12/12回（100%）

### ■ 取締役候補者とした理由

マーケット開発、営業、商品業務、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2021年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2021年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

### ■ 略歴

| | |
|---|---|
| 1978年 4 月 | 大正海上火災保険株式会社入社 |
| 2008年 4 月 | 三井住友海上火災保険株式会社執行役員企業品質管理部長 |
| 2010年 4 月 | 同社常務執行役員名古屋企業本部長 |
| 2012年 4 月 | 同社取締役常務執行役員 |
| 2013年 4 月 | 同社取締役専務執行役員 |
| 2015年 4 月 | 同社取締役 副社長執行役員 |
| 2016年 4 月 | 同社取締役社長 社長執行役員<br>当社執行役員 |
| 2016年 6 月 | 取締役執行役員 |
| 2020年 6 月 | 取締役社長 社長執行役員（現職） |
| 2021年 4 月 | 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員（現職） |

■ **当社における地位及び担当：**代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループＣＥＯ）

■ **重要な兼職の状況：**三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員

（注） 19ページに「複数の候補者に共通する注記」として原典之氏に関する内容を記載しております。

候補者番号 4

## 樋口哲司（ひぐちてつじ）

再任

■ 生年月日　1961年6月24日生

■ 所有する当社株式の数　18,307株

■ 取締役会への出席状況（2021年度）　12/12回（100%）

### ■ 取締役候補者とした理由

営業、商品業務、人事、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2018年から2020年まで三井住友海上火災保険株式会社の専務執行役員を、また、2021年から当社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

### ■ 略歴

**1984年 4 月**　住友海上火災保険株式会社入社
**2014年 4 月**　三井住友海上火災保険株式会社執行役員東京本部長
**2015年 4 月**　同社執行役員経営企画部長
**2016年 4 月**　同社取締役常務執行役員
**2017年 4 月**　当社執行役員
**2018年 4 月**　三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員
**2020年 4 月**　当社専務執行役員
**2020年 6 月**　取締役専務執行役員
**2021年 4 月**　取締役 副社長執行役員（現職）

■ **当社における地位及び担当：**代表取締役 副社長執行役員
総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、グローバル事業開発部、
広報・ＩＲ部、国際管理部、海外生保事業部、監査部、資本政策、
サステナビリティ、グループＣＦＯ

（注）　19ページに「複数の候補者に共通する注記」として樋口哲司氏に関する内容を記載しております。

候補者番号 5

# 福田 真人（ふくだ まさひと）

再任

■ 生年月日　1958年６月23日生

■ 所有する当社株式の数　21,387株

■ 取締役会への出席状況（2021年度）　12/12回（100%）

## ■ 取締役候補者とした理由

営業、人事、コンプライアンス、企業品質管理に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2021年から三井住友海上火災保険株式会社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

## ■ 略歴

| | |
|---|---|
| 1981年４月 | 大正海上火災保険株式会社入社 |
| 2012年４月 | 三井住友海上火災保険株式会社執行役員千葉埼玉本部長 |
| 2014年４月 | 同社常務執行役員千葉埼玉本部長 |
| 2015年４月 | 同社常務執行役員東京本部長 |
| 2016年４月 | 同社取締役常務執行役員東京本部長 |
| 2017年４月 | 同社取締役常務執行役員 |
| 2018年４月 | 同社取締役専務執行役員 |
| 2020年４月 | 当社執行役員 |
| 2020年６月 | 取締役執行役員（現職） |
| 2021年４月 | 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員（現職） |

■ 当社における地位及び担当：取締役執行役員
販売

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員

（注） 19ページに「複数の候補者に共通する注記」として福田真人氏に関する内容を記載しております。

候補者番号 6

# 白井 祐介（しらい ゆうすけ）

新任

■ 生年月日　1964年6月13日生

■ 所有する当社株式の数　8,195株

■ 取締役候補者とした理由

経営企画、コンプライアンスに携わるなど、豊富な業務経験を有し、2021年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の常務執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

| | |
|---|---|
| 1988年 4 月 | 大東京火災海上保険株式会社入社 |
| 2019年 4 月 | 当社執行役員総合企画部長 |
| 2021年 4 月 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 |
| 2022年 4 月 | 同社取締役常務執行役員（現職） |
| | 当社執行役員（現職） |

■ 当社における地位及び担当：執行役員
経営全般補佐

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員

（注）　19ページに「複数の候補者に共通する注記」として白井祐介氏に関する内容を記載しております。

候補者番号 7

# 坂東眞理子（ばんどう まりこ）

再任
社外取締役
独立役員

- ■ 生年月日　1946年８月17日生
- ■ 所有する当社株式の数　5,700株
- ■ 取締役会への出席状況（2021年度）　12/12回（100%）
- ■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）　５年

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内閣府男女共同参画局長、在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事、昭和女子大学学長等を歴任され、行政・教育分野やダイバーシティ推進に関する豊富な知見及び経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特にダイバーシティ推進について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。坂東眞理子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、行政・教育分野における幅広い知見及び経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

## ■ 略歴

| | |
|---|---|
| 1969年７月 | 総理府入府 |
| 1985年10月 | 内閣総理大臣官房参事官・内閣審議官 |
| 1989年７月 | 総務庁統計局消費統計課長 |
| 1994年７月 | 内閣総理大臣官房男女共同参画室長 |
| 1995年４月 | 埼玉県副知事 |
| 1998年６月 | 在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事 |
| 2001年１月 | 内閣府男女共同参画局長 |
| 2003年10月 | 学校法人昭和女子大学理事 |
| 2007年４月 | 昭和女子大学学長 |
| 2014年４月 | 学校法人昭和女子大学理事長（現職） |
| 2016年７月 | 昭和女子大学総長（現職） |
| 2017年６月 | 当社取締役（現職） |

■ **当社における地位及び担当：**取締役（社外取締役）

■ **重要な兼職の状況：**学校法人昭和女子大学理事長、昭和女子大学総長
株式会社三菱総合研究所取締役（社外取締役）

（注）1. 当社又は当社の主要な子会社と学校法人昭和女子大学及び株式会社三菱総合研究所との間には取引がありますが、その取引金額は各法人の直近事業年度における年間事業活動収入又は年間連結売上高の１％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の１％未満であります。その他についても、坂東眞理子氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 19ページにも「複数の候補者に共通する注記」として坂東眞理子氏に関する内容を記載しております。

候補者番号

8

# 有馬　彰（あり ま　あきら）

再　任
社外取締役
独立役員

| | |
|---|---|
| ■ 生年月日 | 1949年８月25日生 |
| ■ 所有する当社株式の数 | 1,300株 |
| ■ 取締役会への出席状況（2021年度） | 12/12回（100%） |
| ■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時） | ４年 |

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本電信電話株式会社取締役、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役社長等を歴任され、情報通信事業に関する豊富な知見及び経営者としての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特にDX推進やグローバル経営について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

## ■ 略歴

| | |
|---|---|
| 1973年 4 月 | 日本電信電話公社入社 |
| 2002年 6 月 | 東日本電信電話株式会社取締役企画部長 |
| 2003年 4 月 | 同社取締役経営企画部長 |
| 2005年 6 月 | 日本電信電話株式会社取締役 |
| 2007年 6 月 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役副社長<br>ネットビジネス事業本部長 |
| 2010年 6 月 | 同社代表取締役社長 |
| 2015年 6 月 | 同社取締役相談役 |
| 2017年 6 月 | 同社相談役 |
| 2018年 6 月 | 当社取締役（現職） |
| 2021年 6 月 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社シニアアドバイザー（現職） |

## ■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

（注）1. 当社又は当社の主要な子会社とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の１％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の１％未満であります。その他についても、有馬彰氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。

2. 19ページにも「複数の候補者に共通する注記」として有馬彰氏に関する内容を記載しております。

候補者番号 9

# 飛松純一（とびまつじゅんいち）

再任　社外取締役　独立役員

- ■ 生年月日　1972年8月15日生
- ■ 所有する当社株式の数　0株
- ■ 取締役会への出席状況（2021年度）　12/12回（100%）
- ■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）　4年

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知見及び経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループの経営の健全性確保について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。飛松純一氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見及び経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

## ■ 略歴

| | |
|---|---|
| 1998年 4月 | 弁護士登録 |
| | 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）弁護士 |
| 2004年 6月 | ニューヨーク州弁護士登録 |
| 2010年 4月 | 東京大学大学院法学政治学研究科准教授 |
| 2016年 7月 | 飛松法律事務所（現 外苑法律事務所）弁護士（現職） |
| 2018年 6月 | 当社取締役（現職） |

■ **当社における地位及び担当：**取締役（社外取締役）

■ **重要な兼職の状況：**外苑法律事務所弁護士
株式会社アマナ取締役（社外取締役）
株式会社エーアイ取締役（社外取締役（監査等委員））
株式会社キャンディル取締役（社外取締役（監査等委員））

（注）1. 当社又は当社の主要な子会社と外苑法律事務所及び株式会社エーアイとの間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社アマナ及び株式会社キャンディルとの間には取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の1％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1％未満であります。その他についても、飛松純一氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。

2. 飛松純一氏が2009年3月より2021年3月まで社外監査役に就任し、2021年3月より社外取締役に就任している株式会社アマナにおいて、2018年4月、同社海外連結子会社で不適切な会計処理が行われている事実が判明いたしました。同氏は、その事実を事前に認識しておりませんでしたが、日頃より法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は社内調査委員会の一員として徹底した調査を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
また、2020年11月、同社及び同社国内連結子会社で不適切な会計処理が行われている事実が判明いたしました。同氏は、その事実を事前に認識しておりませんでしたが、日頃より法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は内部統制のさらなる強化の要請及び再発防止策の策定等に関して必要な提言を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。

3. 19ページにも「複数の候補者に共通する注記」として飛松純一氏に関する内容を記載しております。

候補者番号 10

# Rochelle Kopp ロッシェル・カップ

再　任
社外取締役
独立役員

| | |
|---|---|
| ■ 生年月日 | 1964年６月29日生 |
| ■ 所有する当社株式の数 | 0株 |
| ■ 取締役会への出席状況（2021年度） | 12/12回（100%） |
| ■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時） | ２年 |

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

異文化コミュニケーションに関する豊富な知見並びに日本及び米国における経営コンサルタントとしての経験を有しておられます。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループのグローバル展開について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

## ■ 略歴

**1986年 6 月**　ZS Associates, Inc.ビジネスアナリスト
**1987年 6 月**　同社シニア・ビジネスアナリスト
**1988年 8 月**　安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）国際広報スペシャリスト
**1992年10月**　IPC Group, Inc.コンサルタント
**1994年 7 月**　Japan Intercultural Consultingマネージングプリンシパル（社長）（現職）
**2015年 1 月**　ビジネス・ブレークスルー大学グローバル・リーダーシップコース教授
**2019年 4 月**　北九州市立大学外国語学部教授
**2020年 6 月**　当社取締役（現職）

■ **当社における地位及び担当：**取締役（社外取締役）

■ **重要な兼職の状況：**Japan Intercultural Consultingマネージングプリンシパル（社長）
株式会社ライトワークス取締役（社外取締役）

（注）1. 当社又は当社の主要な子会社とJapan Intercultural Consultingとの間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社ライトワークスとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の１％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の１％未満であります。その他についても、ロッシェル・カップ氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 19ページにも「複数の候補者に共通する注記」としてロッシェル・カップ氏に関する内容を記載しております。

候補者番号 11

# 石渡 明美（いしわた あけみ）

新任 / 社外取締役 / 独立役員

■ 生年月日　1960年８月23日生

■ 所有する当社株式の数　０株

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

花王株式会社執行役員として、ESG活動をけん引するなどサステナビリティに関する豊富な知見を有し、また、広報・コーポレートブランディングの統括責任者としての経験を有しておられます。当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

## ■ 略歴

**1983年 4 月**　ブリストル・マイヤーズ株式会社入社
**1985年12月**　花王株式会社入社 花王生活科学研究所配属
**2003年 3 月**　同社ハウスホールド事業本部商品開発マネジャー
**2005年12月**　同社生活者研究センター室長
**2010年 3 月**　同社生活者研究センターセンター長
**2015年 3 月**　同社執行役員コーポレートコミュニケーション部門統括
**2021年 1 月**　同社エグゼクティブ・フェロー
**2022年 1 月**　同社特命フェロー（現職）

（注）1. 当社又は当社の主要な子会社と花王株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の１％未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の１％未満であります。その他についても、石渡明美氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 19ページにも「複数の候補者に共通する注記」として石渡明美氏に関する内容を記載しております。

## 複数の候補者に共通する注記

1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．坂東眞理子、有馬彰、飛松純一、ロッシェル・カップ及び石渡明美の各氏は社外取締役候補者であります。
3．当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、坂東眞理子、有馬彰、飛松純一及びロッシェル・カップの各氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。また、当社は、石渡明美氏も一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。
4．当社は、坂東眞理子、有馬彰、飛松純一及びロッシェル・カップの各氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、石渡明美氏が選任された場合、当社は同氏との間に当該責任限定契約を締結する予定であります。
5．当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知47ページ）に記載のとおりです。各候補者が再任又は新任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

## 〈ご参考〉本定時株主総会終了後の取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

・当社では、取締役会の実効性確保に必要なスキル（知識、経験、能力）を、経営戦略等の重要な事項の判断及び職務執行の監督の観点から、以下のとおり考えております。

① 一般的に求められるベースとなるスキル
「企業経営」、「人事・人財育成」、「法務・コンプライアンス」、「リスク管理」、「財務・会計」

② 当社グループのコア事業が保険事業であり、グローバルな事業展開をしていることを踏まえたスキル
「保険事業」、「国際性」

③ 現在の当社の事業環境を踏まえた、事業変革及び市場が重視している課題への対応に必要なスキル
「IT・デジタル」、「サステナビリティ」

・監査役については、「財務・会計」を重要なスキルと考えております。

・以下のスキルマトリックスのとおり、取締役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えております。

| 役員＼スキル | 企業経営 | 国際性 | IT・デジタル | サステナビリティ | 人事・人財育成 | 法務・コンプライアンス | リスク管理 | 財務・会計 | 保険事業 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 柄澤康喜取締役 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 金杉恭三取締役 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 原　典之取締役 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 樋口哲司取締役 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 福田真人取締役 | | | | | ○ | ○ | | | ○ |
| 白井祐介取締役 | | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 坂東眞理子社外取締役 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 有馬　彰社外取締役 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 飛松純一社外取締役 | | ○ | | | | ○ | | | |
| ロッシェル・カップ社外取締役 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| 石渡明美社外取締役 | | | | ○ | | | | | |
| 神野秀磨監査役 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 須藤敦子監査役 | | | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 千代田邦夫社外監査役 | | ○ | | | | | | ○ | |
| 植村京子社外監査役 | | | | | | ○ | | | |

## 〈ご参考〉取締役候補及び監査役候補の選任基準・独立性の判断基準（概要）

**1．社外取締役候補及び社外監査役候補**
次に掲げる要件を満たすこと。

■会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■十分な社会的信用を有すること。
■社外監査役にあっては保険業法等が定める保険会社の監査役の適格性を充足すること。

加えて、以下（1）～（3）を満たすこと。

| | |
|---|---|
| （1）適格性 | 会社経営に関する一般的常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。<br>○資料や報告から事実を認定する力<br>○問題及びリスク発見能力・応用力<br>○経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力<br>○率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性 |
| （2）専門性 | 経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。 |
| （3）独立性 | 次に掲げる者に該当しないこと。<br>① 当社又は当社の子会社の業務執行者<br>② 当社の子会社の取締役又は監査役<br>③ 当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結売上高の2％以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた者）又はその業務執行者<br>④ 当社の主要な取引先（当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料（除く積立保険料）の２％以上の支払いを当社の子会社に対して行った者）又はその業務執行者<br>⑤ 当社の上位10位以内の株主（当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者）<br>⑥ 当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者<br>⑦ 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家<br>⑧ 過去５年間において上記②から⑦のいずれかに該当していた者<br>⑨ 過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者<br>⑩ 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族 |
| ※ 通算任期 | 2015年４月１日以降に新たに就任する社外取締役及び社外監査役の通算任期を次のとおりとする。<br>① 社外取締役にあっては、４期４年を目処とし、最長８期８年まで再任を妨げない。<br>② 社外監査役にあっては、原則として１期４年とするが、最長２期８年まで再任を妨げない。 |

**2．社外取締役以外の取締役候補及び社外監査役以外の監査役候補**
次に掲げる要件を満たすこと。

■会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
■保険業法等が定める保険会社の常務に従事する取締役、監査役の適格性を充足すること。

加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

## 〈ご参考〉サクセッションプランについて

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を目指すため、グループＣＥＯ（以下「ＣＥＯ」といいます。）の選解任および後継者の育成を経営の重要課題の一つと位置付け、サクセッションプランを定めました。

概要は以下のとおりです。

### １．ＣＥＯの選任基準

・当社グループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を体現し、社会との共通価値の創造（ＣＳＶ：Creating Shared Value）の実現に高い価値観を有している
・将来ビジョンの構想力、構築力を備えている
・公平・公正さを備えている
・人財育成力を有している
・リーダーシップが発揮できる
・グローバルな対応力を有している
・グループベストを行動の基本としている

### ２．ＣＥＯの選任プロセス

（１）ＣＥＯによる推薦
・ＣＥＯは複数の候補者に優先順位をつけ、人事委員会（委員の過半数および委員長は社外取締役）に推薦します。
・候補者には当社グループ内出身者に加え、当社グループ外の人財を含めることができます。

（２）人事委員会の審議
・人事委員会はＣＥＯからの候補者推薦を受けて、審議を行います。
・社外取締役は、別の候補者を推薦することができます。

（３）取締役会の決議
・（１）（２）のプロセスを経て、人事委員会は取締役会に助言を行い、取締役会の決議により決定します。

### ３．ＣＥＯ候補者の育成計画

ＣＥＯは多くの候補者を育成することを自身の重要な役割と位置付け、候補者（当社グループ内出身者）には必要に応じて以下の経験を積ませることとします。

・複数部門（管理・業務・国際・営業・損害サービス・システム等）
・国内事業会社、海外子会社の経営

### ４．ＣＥＯの解任プロセス

（１）社外取締役は、ＣＥＯが執行役員規程に定める禁止事項に該当した場合（会社法その他の法令または会社の規程に定める義務に違反することなど）や、健康上その他の理由により職務を適正に継続することが難しいと判断される場合等、解任に関する論議が必要と判断した場合には、自らの発議によりＣＥＯ以外の人事委員会委員と審議します。

その審議結果に基づき、会社法および社内規程に則り、必要な手続きを行います。

（２）社外取締役以外の取締役は取締役会規程に基づき取締役会を招集請求のうえ、株主総会における取締役解任議案の提出を求めることができます。

## 〈ご参考〉政策株式の保有割合について

### 1．MS＆ADインシュアランスグループとしての政策株式の保有縮減に関する方針について

保険事業を中核とする当社グループは、多様な運用資産（債券や株式）に分散投資し、安定的な資産運用収益を獲得することによって、強固な財務基盤構築に努めています。政策株式は、総合的な取引関係の維持・強化を目的として、長期保有を前提に投資する株式であり、その配当金は国内損保子会社の利息配当金収入の約４割を占める、主要な運用手段となっています。一方、株式を多く保有することによる株価変動の影響を減らし、強固な財務基盤を構築するために、政策株式の保有総額は引き続き縮減する方針としています。

政策株式の保有割合は、運用資産が総資産の太宗を占めている特性を踏まえ、当社グループの総資産（純資産＋負債）に対する残高の比率で目標を設定しており、「グループの連結総資産に占める割合」を10%未満、「グループのリスク量に占める割合」を30%未満としています。

2010年の当社グループ発足後、2021年度までの削減額は累計１兆4,900億円に達しました。2017年度からの５年間では、目標5,000億円に対して6,208億円を削減し、2021年度末の政策株式の保有時価残高は２兆8,349億円となりました。2019年度にはグループの連結総資産に占める割合、グループのリスク量に占める割合ともに目標を達成しましたが、2020年度以降は保有株式の価格上昇によって削減額以上に残高が増加しました。そのため、2021年度末の「グループの連結総資産に占める割合」は11.3%、「グループのリスク量に占める割合」は32.5%と目標をやや超過していますが、保有銘柄数は着実に減少しています。今後も目標達成のために、中期経営計画の４年間（2022年度から2025年度）で4,000億円の削減を継続してまいります。

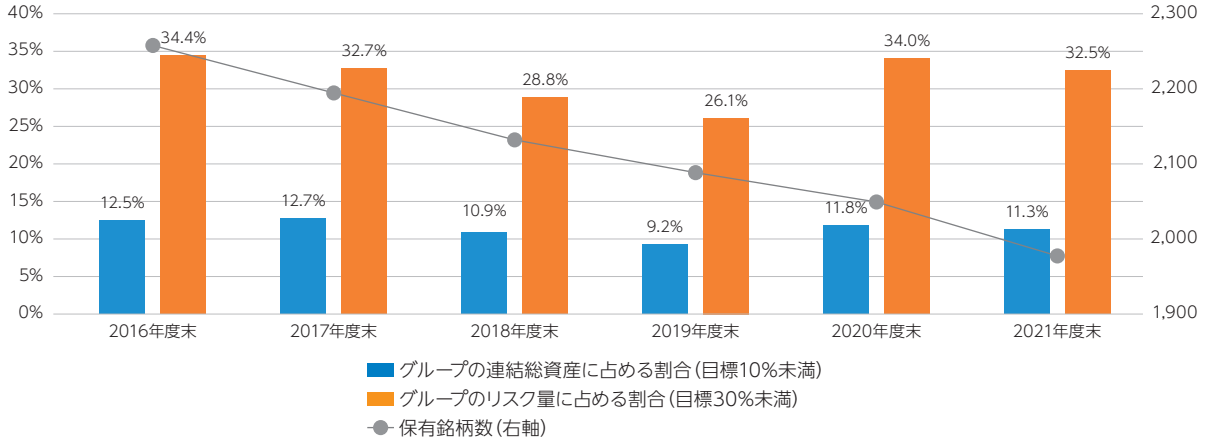

| | | 2017～2021年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 削減目標 | 5年累計 | **5,000億円** | | | | |
| 削減実績 | 5年累計 | **6,208億円** | | | | |
| | 各年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
| | | 1,513億円 | 1,367億円 | 1,118億円 | 1,027億円 | 1,181億円 |

## 2．政策株式の保有の適否の検証と縮減取組み

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保が保有している政策株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益、リスク等が資本コストに見合っているか、個別の銘柄ごとに運用収益や保険収支を踏まえた保有の適否の検証を実施し、当社の取締役会において、検証結果を確認しています。

個別銘柄の検証結果を踏まえて、合理性目標を充足せず特に改善を要する銘柄については、建設的な対話を実施し、改善が見込まれる場合には保有を継続し、改善の見込みがない場合には売却交渉を実施します。保有の妥当性が認められる場合にも、市場環境や当社の経営・財務戦略等を考慮し、売却することがあります。

## 3．政策株式に係る議決権行使について適切な対応を確保するための考え方について

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明しており、対応方針およびスチュワードシップ活動の概況報告を公表しています。議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えています。このため、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業との対話等を踏まえ、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等、具体的な判断基準・ガイドラインを設けています。基準・ガイドラインに該当した場合等、必要に応じて個別に精査したうえで、当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します。

# 2021年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告

## 1 保険持株会社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響による厳しい状況が徐々に緩和される一方、原材料価格の高騰や供給面での制約などを背景とした物価上昇の動きもみられました。

2018年度からスタートした中期経営計画「Vision 2021（ビジョン）」の最終年度を迎えた当期においては、「世界トップ水準の保険・金融グループの実現」と「環境変化に迅速に対応できるレジリエントな態勢構築」をめざし、３つの重点戦略「グループ総合力の発揮」「デジタライゼーションの推進」「ポートフォリオ変革」に取り組みました。その結果、世界の損害保険会社グループの中でトップ10に入る事業規模を維持し、目標（グループ修正利益3,000億円）を上回る利益水準3,471億円を達成しました。また、財務の健全性の観点では、ＥＳＲが目標（180～220%）を上回る228%となりましたが、資本効率の観点では、資産価値が上昇した影響から、グループ修正ＲＯＥが目標（10%）を下回る9.5%となりました。

| | |
|---|---|
| **グループ総合力の発揮** | 三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の中核損害保険会社２社による共同開発商品の販売拡大、三井住友海上あいおい生命の販売網を活用した三井住友海上プライマリー生命の商品の販売推進、生損保併売の拡大など、グループの多様性を活かした取組みを進めました。また、高品質な事故対応サービスを提供する新損害サービスシステムの稼働や商品・事務の共通化などの取組みにより、品質向上と生産性向上を図るとともに、刷新した代理店業務のオンラインシステム（保険のお見積り、申込書の作成、契約・変更手続等）の最大活用、在宅勤務等のリモートワークの積極活用などビジネススタイルの変革を進め、２年間で当初計画を上回る540億円のコスト削減を実現しました。 |
| **デジタライゼーションの推進** | 次の取組みを推進するとともに、社会課題をデジタル技術で解決する「ＣＳＶ(*1)×ＤＸ」戦略を進め、損害の補償に加えて、事故・災害の未然予防と損害の最小化・迅速な回復等の機能を付加した商品・サービスを開発・提供しました。<br>・ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）<br>…プロセス自動化ツールの社内業務への活用<br>…スマートフォンを活用したチャットやウェブ面談、非対面での契約手続等、「新しい生活様式」を踏まえたリモート機能の拡充　など<br>・ＤＩ（デジタル・イノベーション）<br>…自治体や道路修繕事業者が行う道路等のメンテナンスを支援するサービスの提供<br>…デジタルビジネス事業者と提携したビルトイン型保険(*2)の販売や少額短期保険会社を通じた保険販売のデジタル化　など<br>・ＤＧ（デジタル・グローバリゼーション）<br>…ＭＳ１　Ｂｒａｉｎ（エムエスワン　ブレイン）(*3)やＲｉｓＴｅｃｈ（リステック）(*4)の海外展開<br>…海外インシュアテック企業等への事業投資　など |
| **ポートフォリオ変革** | ・国内損害保険事業において、火災・新種保険の収益力向上取組みを強化するとともに、国内生命保険事業において、金利リスクの大幅削減を進め、商品収益力・資産運用力を強化したことにより、利益は堅調に推移しました。<br>・海外事業においては、MS Amlinの収益改善取組みや成長が見込まれるアジア市場での販売拡大を進めたものの、海外の大規模自然災害や新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、利益は伸び悩みました。<br>・政策株式の削減取組みは着実に進展し、2021年度までに目標を上回る削減を実施しました。 |

＊1　ＣＳＶ
社会との共通価値の創造（Creating Shared Value）。
＊2　ビルトイン型保険
ＥＣサイト（商品やサービスを販売するウェブサイト）等における一連の操作の途中に「保険提案プロセス」を組み込むことで、ＥＣサイト利用者が商品購入やサービス利用にあわせて「適切なタイミングで、必要な保険に、簡便に」加入できる保険商品。
＊3　ＭＳ１ Ｂｒａｉｎ
ＡＩによるビッグデータの分析結果に基づき、お客さまへの高品質な商品・サービスの提供をサポートする代理店営業支援システム。
＊4　ＲｉｓＴｅｃｈ
ビッグデータや最新の分析アルゴリズムの活用により企業の抱えるリスクを可視化・最適化し、課題解決を図るサービス。

当期の連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。

| 区 分 | 2020年度 | 2021年度（当期） | 増減率 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | ４兆8,922億円 | ５兆1,320億円 | 4.9% |
| 経常利益 | 3,065億円 | 3,904億円 | 27.4% |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,443億円 | 2,627億円 | 82.0% |

**経常収益**

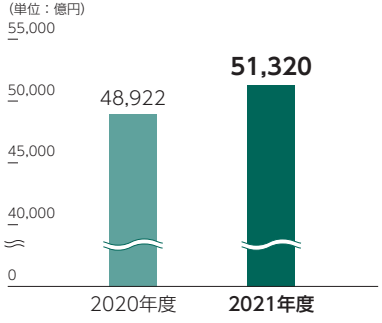


**経常利益**

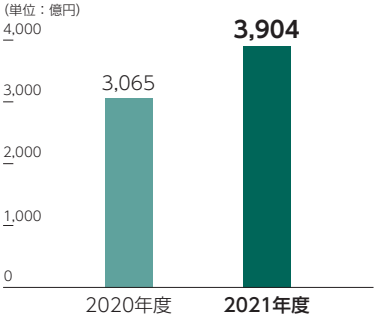


**親会社株主に帰属する当期純利益**

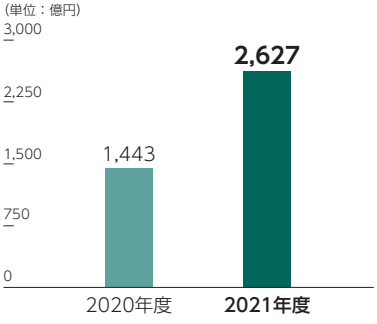

当期における各事業の取組みの経過及び成果は、以下のとおりです。

## 国内損害保険事業

当社グループの中核損害保険会社である三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損保」といいます。）は、社会課題をデジタル等の技術革新で解決する「ＣＳＶ×ＤＸ」戦略に基づき、経済的損失に備える保険本来の機能に加え、事故・災害を“未然に防ぐ”機能や事故・災害の“影響を減らし回復を支援する”機能を付加した「サービス一体型商品」の販売拡大に努めました。三井住友海上では、「見守るクルマの保険」のラインアップに周囲360度を撮影したり駐車中の衝撃検知時も録画できる機能を追加したプレミアムドラレコ型を追加したほか、あいおいニッセイ同和損保では、「速度超過・急アクセル・急ブレーキ」の運転特性から算定した安全運転スコアに応じて保険料を割り引く等によりお客さまとともに交通事故の削減を目指すテレマティクス(*5)自動車保険のご契約台数が累計100万台を突破するなど、社会課題の解決に資する商品の販売拡大を図りました。また、両社においてサイバー攻撃への対策・回復支援・補償をあわせて提供するサイバー保険の販売を開始しました。

さらに、お客さまへの新たな価値の提供に向けて、三井住友海上では人工知能（ＡＩ）を搭載した代理店営業支援システム「ＭＳ１　Ｂｒａｉｎ（エムエスワン　ブレイン）」においてウェブサイト上で契約手続を完結できる範囲を拡大し、「新しい生活様式」に対応しながら、お客さまに最適な商品・サービスを最適なタイミングで提供する取組みを進めました。あいおいニッセイ同和損保では、リアルタイムに台風・豪雨・地震による被災地域・被災建物数・被災率を予測して一般公開するウェブサイトとアプリ「ｃｍａｐ（シーマップ）」の機能を拡充し、防災・減災へ貢献しました。

三井ダイレクト損害保険株式会社（以下「三井ダイレクト損保」といいます。）では、お客さまに寄り添いたいという想いをコンセプトとしたテレビＣＭを展開するとともに、手話通話サービスを新たに開始するなどきめ細かな商品・サービスを提供しました。

＊５　テレマティクス
テレコミュニケーション（Telecommunication＝通信）とインフォマティクス（Informatics＝情報科学）を組み合わせた造語。自動車などの移動体に通信システムを組み合わせて情報サービスを提供すること。

セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

■ 三井住友海上

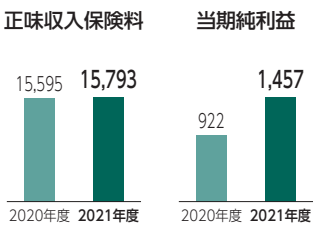


■ あいおいニッセイ同和損保

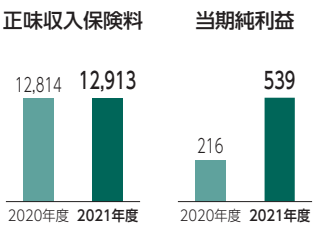


■ 三井ダイレクト損保

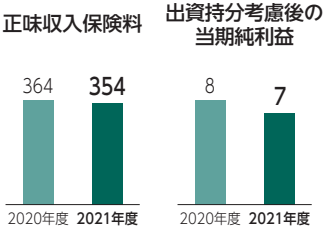


(単位：億円)

## 国内生命保険事業

三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。）では、死亡時や就労不能時の生活費の支出に備える収入保障保険において、介護・認知症など、介護保障の範囲を拡大するとともに、健康診断の受診状況により保険料を割り引く制度を新たに導入したほか、ＤＸを活用しお客さまの気になる症状を気軽にご相談いただけるサービス「ＡＩ受診相談ユビー」を開始するなど、健康で安心なくらしを支える商品・サービスを提供しました。また、スマートフォンなどを利用して、保険の見積りから申込手続までできる「ネット完結募集システム」を提供し、お客さまの利便性向上を図りました。

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下「三井住友海上プライマリー生命」といいます。）では、生存給付金を指定日にご家族に支払うことで生前贈与に活用できる終身保険「やさしさ、つなぐ２」、毎年死亡保険金が増加する逓増終身保険に、「自分でつかうニーズ」にも応える「引出コース」を新たに設定した新商品「おおきな、まごころ２」、年金原資の増加が期待できる指数連動型年金保険「みのり １０年」などを発売し、商品ラインアップを拡充しました。また、ご高齢のお客さまからの入電を音声ガイダンスを介さず、オペレーターにつなぐ「ハートフルラインサービス」を開始するなど、お客さまサービスの向上にも努めました。

セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

■ 三井住友海上あいおい生命

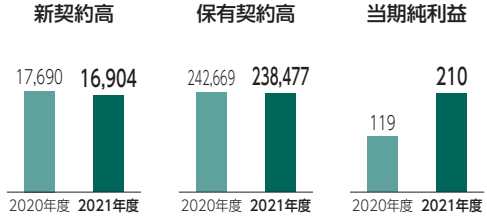


■ 三井住友海上プライマリー生命

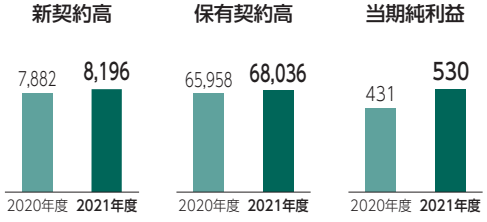


(単位：億円)

## 海外事業

当社グループでは、地球規模の気候変動を踏まえ、自然災害リスクの引受けを抑制するとともに自然災害以外の一般リスクの引受拡大を進め、収益の安定化に取り組みました。また、海外事業の持続的な成長に向け、ガバナンスやリスク管理など、グループ管理態勢の強化を進めました。

三井住友海上では、MS Amlin事業において、自然災害による利益変動の抑制と引受けの厳選、料率引上げ等による収益改善取組みを継続し、次期中期経営計画での利益貢献に向けた基盤を整備しました。アジア地域では、デジタル技術を活用したリテール市場の開拓、MS First Capital Insurance Limitedと連携した企業市場の開拓を進めるとともに、自動車保険を中心とした収益力の強化に取り組みました。また、米国市場の成長基盤作りの第一歩としてスペシャルティ(*6)リスクに強みを持つMGA(*7)を買収しました。

あいおいニッセイ同和損保では、日本、米国、欧州、中国、東南アジアの５極を中心としたテレマティクス・モビリティサービス事業を推進し、東南アジアではタイに続きフィリピンにおいて運転挙動反映型テレマティクス自動車保険の販売に向けた準備を進めました。

＊6　スペシャルティ
会社役員賠償責任保険、専門職業人賠償責任保険、海上・運送保険など、保険の引受けに当たって高い専門性や経験が必要となる分野の総称。商品に加えて特殊な販売手法やカスタマイズされたサービスを含めて呼ぶこともある。

＊7　MGA（Managing General Agent）
保険会社から権限を付与され、保険募集に加えて引受けや損害額認定・査定の業務を担う代理店。

海外保険子会社の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

**正味収入保険料**

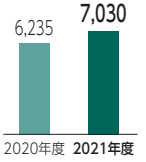


**出資持分考慮後の当期純利益**

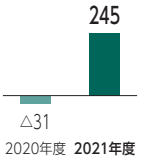


（単位：億円）

## 金融サービス事業

三井住友海上では、自然災害や異常気象によってお客さまが被る経済的損失の軽減を図る天候デリバティブの販売に注力し、豪州において農家向け天候指数保険の販売を開始したほか、社会福祉や老後資金への関心が高まる中、所属企業ごとの収支シミュレーションやその結果に基づく最適な情報などを提供する新サービス「人生１００年ラウンジ」を開発しました。

また、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保では、長寿社会における資産形成ニーズに応えるべく、企業向け・個人向けの確定拠出年金商品を引き続き販売しました。

## リスク関連サービス事業

ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研株式会社（以下「インターリスク総研」といいます。）などにおいて、サイバーリスクに関連する情報提供サービスを拡充したほか、カーボンニュートラルに対する取組みを支援するコンサルティングサービスの提供を開始しました。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、感染対策に関するセミナーや、施設や職場の感染症対策状況を調査し、企業の感染症クラスターリスクの低減策を提案する感染症クラスター対策サーベイ等のサービスを提供しました。

## サステナビリティ推進

当社グループは中期経営計画「**Vision（ビジョン） 2021**」に基づき、レジリエントでサステナブルな社会の実現に向けて、社会との共通価値の創造に向けた取組み（ＣＳＶ取組み）を推進しました。特に「気候変動の緩和と適応」「自然資本の持続可能性向上」「人権の尊重」を優先課題として取り組みました。

| | |
|---|---|
| **気候変動の緩和と適応** | 2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする新たな目標を掲げ、ステークホルダーと協力し脱炭素社会への移行に貢献していくこと並びに今後計画される石炭火力発電所に対する保険引受け及び投融資を停止することを表明しました。また、企業向けの火災保険において、被災建物等の復旧時に新たに$CO_2$排出量削減につながる設備等を採用する際の追加費用を補償する「カーボンニュートラルサポート特約」の販売を開始しました。 |
| **自然資本の持続可能性向上** | 自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築するために設立された国際的組織「自然関連財務情報開示タスクフォース（ＴＮＦＤ）」の活動に参画しました。 |
| **人権の尊重** | 人権デュー・ディリジェンスに基づき、サプライチェーンを含めた評価を改めて実施し、「公平・公正なお客さま対応」「引受・投融資先、外部委託先における人権対応の考慮」「社員の健康への配慮と差別のない職場環境」を重点課題として設定しました。また、「ビジネスと人権」の動画コンテンツを作成・活用し、グループ社員の理解促進に努めました。 |

グループ内におけるＣＳＶ取組みの浸透を図るため、前期に引き続き、グループでサステナビリティコンテストを開催し、国内外のグループ各社から気候変動やダイバーシティ＆インクルージョン（Ｄ＆Ｉ）に関する取組みなど多くの応募がありました。

これらの取組みは、Dow Jones Sustainability Index (*8) への組入れやＣＤＰ (*9) における気候変動Ａリストへの選定などの高評価につながっています。

＊8　Dow Jones Sustainability Index
世界の代表的なＥＳＧ投資指数。ガバナンス・環境・社会の各側面から評価される。

＊9　ＣＤＰ
環境情報の開示を推進する国際環境ＮＧＯ。気候変動のリスクの情報開示等に関する内容を評価する。

## ■ 対処すべき課題

今後も、新型コロナウイルス感染症や高まる地政学的リスクによる影響が懸念されることに加え、気候変動による異常気象、激甚化する自然災害、社会の急速なデジタル化、国内における少子高齢化など、厳しい事業環境が続くことが予想されます。

このような中、当社グループでは、2022年度より４年間の新たな中期経営計画をスタートしました。新中期経営計画においては、「リスクソリューションのプラットフォーマーとして、社会と共に成長する」ことをテーマに掲げ、レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループを実現するため、「Value（価値の創造）」「Transformation（事業の変革）」「Synergy（グループシナジーの発揮）」を基本戦略とし、「サステナビリティ」「品質」「人財」「ＥＲＭ」を基本戦略を支える基盤として取り組んでまいります。

### 基本戦略

| | |
|---|---|
| **Value**<br>（価値の創造） | 「ＣＳＶ×ＤＸ」取組みをグローバルに展開することで、気候変動をはじめとした社会課題の解決に貢献します。また、データやデジタルを活用したリスクコンサルティングを高度化し、補償・保障前後の商品・サービスの開発を進め、収益基盤を強化します。 |
| **Transformation**<br>（事業の変革） | 主に「商品」「事業」「リスク」のポートフォリオ変革を進め、大規模自然災害やパンデミック等の発生にも耐えうる態勢を構築します。 |
| **Synergy**<br>（グループシナジーの発揮） | 「１プラットフォーム戦略」によりグループ共通化・共同化・一体化を推進します。また、「生損保事業のシナジー」を進めるとともに、国内外のグループ各社のノウハウ等を活用し合う「グローバルシナジー」を追求し、グループの多様性を活かし連携を強化することで一層の成長につなげます。 |

### 基盤

| サステナビリティ | 品質 | 人財 | ERM |
|---|---|---|---|
| ステークホルダーと当社グループ双方に重要度が高い社会課題である「地球環境との共生」「安心・安全な社会」「多様な人々の幸福」に取り組みます。 | 社会の信頼とお客さまの満足を確保するとともに、透明性と実効性の高いコーポレートガバナンスを実践します。 | 基本戦略の実行を支える人財を確保するとともに、その能力・スキル・意欲を最大限に発揮できる環境を整備します。 | リスク、リターン、資本の一体的管理による収益力と資本効率の向上に努め、政策株式の削減を進めます。 |

主な事業領域別の取組方針は次のとおりです。

国内損害保険事業においては、特色ある３つの損害保険会社、国内最大の販売網、日本有数の企業グループとの緊密な関係といった強みを活かして、トップラインを拡大し安定的な利益を創出してまいります。また、自動車保険の収益維持・拡大、火災保険の収益改善、新種保険の収益拡大により成長を実現するとともに、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保のミドル・バック部門を共通化・共同化・一体化する「１プラットフォーム戦略」を大胆に進め、事業費を削減し生産性向上を図ります。

国内生命保険事業においては、三井住友海上あいおい生命と三井住友海上プライマリー生命の強みであるチャネル（損保代理店、金融窓販）を活かした顧客アプローチを強化し、収益を拡大してまいります。また、資産運用収益の拡大、事業の効率化、生産性の向上等により、収益力の向上を図るとともに、人生100年時代の社会課題である「健康寿命の延伸」「資産寿命の延伸」を解決する商品・サービスを提供し、ステークホルダーに価値を提供してまいります。

海外事業においては、ロイズ・再保険事業における収益を拡大させるとともに、強固な事業基盤を有するアジアにおいて市場の成長を捕捉してまいります。また、開拓余地の大きい米国や今後の市場成長が見込まれるアジア・新興国等での事業投資などにより、リスク分散を図り、資本効率の向上を実現してまいります。

リスク関連サービス事業においては、事故・災害を未然に防ぎ、また、事故・災害の影響を減らし回復を支援するサービスを、インターリスク総研を核としたグループ一体型運営で強化することにより、シームレスなリスクマネジメントサービスを提供してまいります。

さらに、当社グループは、2030年に目指す社会像として掲げる「レジリエントでサステナブルな社会」を実現すべく、引き続き多様なステークホルダーと連携し、社会課題の解決に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

（注）本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額及び株数は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位まで表示しております。

## (2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

### イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度(当期) |
|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | 5,500,438 | 5,168,361 | 4,892,244 | 5,132,042 |
| 経常利益 | 290,847 | 157,701 | 306,524 | 390,499 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 192,705 | 143,030 | 144,398 | 262,799 |
| 包括利益 | △79,701 | △157,288 | 753,938 | 310,470 |
| 純資産額 | 2,778,047 | 2,494,038 | 3,126,657 | 3,302,749 |
| 総資産 | 23,132,539 | 23,196,455 | 24,142,562 | 25,033,846 |

### ロ　保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度(当期) |
|---|---|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 営業収益 | 117,939 | 130,128 | 216,887 | 124,693 |
| 受取配当金 | 117,778 | 129,968 | 216,724 | 124,536 |
| 保険業を営む子会社等 | 115,573 | 128,619 | 215,825 | 122,657 |
| その他の子会社等 | 2,204 | 1,348 | 899 | 1,878 |
| 当期純利益 | 106,445 | 33,244 | 232,030 | 117,016 |
| 1株当たり当期純利益 | 181円58銭 | 57円72銭 | 411円03銭 | 211円25銭 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 総資産 | 1,654,513 | 1,656,210 | 1,766,273 | 1,700,359 |
| 保険業を営む子会社等株式等 | 1,430,635 | 1,430,635 | 1,496,497 | 1,422,745 |
| その他の子会社等株式等 | 120,974 | 179,149 | 42,050 | 47,321 |

## (3) 企業集団の主要な事務所の状況

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ms-ad-hd.com）に掲載しております。

## (4) 企業集団の使用人の状況

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ms-ad-hd.com）に掲載しております。

## (5) 企業集団の主要な借入先の状況

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ms-ad-hd.com）に掲載しております。

## (6) 企業集団の資金調達の状況

**社債**

| 部　門　名 | 内　容 | 発行総額 |
|---|---|---|
| (国内損害保険事業) | | 百万円 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 2021年11月発行<br>第７回無担保社債<br>(社債間限定同順位特約付) | 150,000 |

## (7) 企業集団の設備投資の状況

**イ　設備投資の総額**

(単位：百万円)

| 部　門　名 | 金　額 |
|---|---|
| (保険持株会社) | |
| ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社 | 0 |
| (国内損害保険事業) | |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 14,546 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 10,054 |
| 三井ダイレクト損害保険株式会社 | 36 |
| (国内生命保険事業) | |
| 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 | 121 |
| 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 | 91 |
| (海外事業) | |
| 海外保険子会社 | 2,353 |
| その他 | 432 |

**ロ　重要な設備の新設等**

(単位：百万円)

| 部　門　名 | 内　容 | 金　額 |
|---|---|---|
| (国内損害保険事業) | | |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 神奈川静岡本部ビルに係る建物の取得 | 2,075 |
| | 千葉ニュータウンセンターに係る建物の改修 | 2,082 |

## (8) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ　親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ　子会社等の状況

| 会　社　名 | 所　在　地 | 主要な事業内容 | 設立年月日 | 資　本　金 | 当社が有する子会社等の議決権比率 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区 | 損害保険業務 | 1918年10月21日 | 139,595百万円 | 100.0% | — |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 東京都渋谷区 | 損害保険業務 | 1918年6月30日 | 100,005百万円 | 100.0% | — |
| 三井ダイレクト損害保険株式会社 | 東京都文京区 | 損害保険業務 | 1999年6月3日 | 39,106百万円 | 89.7% | — |
| ａｕ損害保険株式会社 | 東京都港区 | 損害保険業務 | 2010年2月23日 | 3,150百万円 | 49.0%<br>(49.0%) | — |
| 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 | 東京都中央区 | 生命保険業務 | 1996年8月8日 | 85,500百万円 | 100.0% | — |
| 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 | 東京都中央区 | 生命保険業務 | 2001年9月7日 | 41,060百万円 | 100.0% | — |
| リトルファミリー少額短期保険株式会社 | 東京都品川区 | 少額短期保険業務 | 2019年8月1日 | 75百万円 | 95.0%<br>(95.0%) | — |
| 三井住友海上キャピタル株式会社 | 東京都中央区 | ベンチャーキャピタル事業 | 1990年12月6日 | 1,000百万円 | 100.0%<br>(100.0%) | — |
| 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 | 東京都港区 | 投資運用業、投資助言・代理業 | 1985年7月15日 | 2,000百万円 | 15.0%<br>(15.0%) | — |
| ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研株式会社 | 東京都千代田区 | リスクマネジメント・コンサルティング業務 | 1993年1月4日 | 330百万円 | 100.0% | — |
| MSIG Holdings (U.S.A.), Inc. | アメリカ合衆国ニューヨーク | 持株会社 | 1988年10月21日 | 920,440千米ドル<br>(112,652百万円) | 100.0%<br>(100.0%) | — |
| Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc. | アメリカ合衆国ニューヨーク | 損害保険業務 | 1988年1月28日 | 5,000千米ドル<br>(611百万円) | 100.0%<br>(100.0%) | — |
| Mitsui Sumitomo Insurance Company of America | アメリカ合衆国ニューヨーク | 損害保険業務 | 2001年3月29日 | 5,000千米ドル<br>(611百万円) | 100.0%<br>(100.0%) | — |
| MSIG Specialty Insurance USA Inc. | アメリカ合衆国ニューヨーク | 損害保険業務 | 1994年1月11日 | 5,000千米ドル<br>(611百万円) | 100.0%<br>(100.0%) | — |
| DTRIC Insurance Company, Limited | アメリカ合衆国ホノルル | 損害保険業務 | 1978年12月12日 | 4,500千米ドル<br>(550百万円) | 100.0%<br>(100.0%) | — |
| DTRIC Insurance Underwriters, Limited | アメリカ合衆国ホノルル | 損害保険業務 | 2007年2月2日 | 2,500千米ドル<br>(305百万円) | 100.0%<br>(100.0%) | — |
| Mitsui Sumitomo Seguros S/A. | ブラジルサンパウロ | 損害保険業務 | 1965年12月15日 | 619,756千ブラジルレアル<br>(15,896百万円) | 100.0%<br>(100.0%) | — |
| Aioi Nissay Dowa Europe Limited | イギリスロンドン | 持株会社 | 2017年11月8日 | 350,010千英ポンド<br>(56,313百万円) | 100.0%<br>(100.0%) | — |
| Aioi Nissay Dowa Insurance UK Limited | イギリスロンドン | 損害保険業務 | 2017年12月11日 | 75,100千英ポンド<br>(12,082百万円) | 100.0%<br>(100.0%) | — |

| 会　社　名 | 所　在　地 | 主要な事業内容 | 設立年月日 | 資　本　金 | 当社が有する子会社等の議決権比率 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| MS Amlin Corporate Member Limited | イギリス ロンドン | 損害保険業務 | 1994年９月19日 | 1,700千英ポンド (273百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| MS Amlin Underwriting Limited | イギリス ロンドン | 損害保険業務 | 1988年11月29日 | 400千英ポンド (64百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| MSI Corporate Capital Limited | イギリス ロンドン | 損害保険業務 | 2000年１月７日 | 5,200千英ポンド (836百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited | イギリス ロンドン | 損害保険業務 | 1972年７月28日 | 80,700千英ポンド (12,983百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| Leadenhall Capital Partners LLP | イギリス ロンドン | 投資運用業 | 2008年４月30日 | 2,848千米ドル (348百万円) | 80.0% (80.0%) | — |
| MS Amlin AG | スイス チューリッヒ | 損害保険業務 | 2010年８月19日 | 10,000千スイスフラン (1,325百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| MSIG Insurance Europe AG | ドイツ ケルン | 損害保険業務 | 2012年４月20日 | 84,000千ユーロ (11,482百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| Aioi Nissay Dowa Life Insurance of Europe AG | ドイツ イスマニング | 生命保険業務 | 2005年12月８日 | 5,000千ユーロ (683百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| MS Financial Reinsurance Limited | バミューダ ハミルトン | 生命保険業務 | 2011年11月21日 | 46百万円 | 100.0% (100.0%) | — |
| MS Amlin Insurance SE | ベルギー ブリュッセル | 損害保険業務 | 2016年１月４日 | 140,000千ユーロ (19,138百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe SE | ルクセンブルク セナンゲルベル | 損害保険業務 | 2004年11月12日 | 41,875千ユーロ (5,724百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| MSIG Asia Pte. Ltd. | シンガポール シンガポール | 持株会社 | 2004年９月23日 | 63,195千シンガポールドル (5,718百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd. | シンガポール シンガポール | 損害保険業務 | 2004年９月23日 | 333,442千シンガポールドル (30,173百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| MS First Capital Insurance Limited | シンガポール シンガポール | 損害保険業務 | 1950年12月９日 | 26,500千シンガポールドル (2,397百万円) | 97.7% (97.7%) | — |
| Aioi Nissay Dowa Insurance Company Australia Pty Ltd | オーストラリア メルボルン | 損害保険業務 | 2008年８月１日 | 87,800千オーストラリアドル (8,077百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| Challenger Limited | オーストラリア シドニー | 持株会社 | 1985年９月13日 | 2,453百万オーストラリアドル (225,723百万円) | 15.2% | — |
| MSIG Mingtai Insurance Co.,Ltd. | 台湾 台北 | 損害保険業務 | 1961年９月22日 | 2,535百万新台湾ドル (10,879百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| MSIG Insurance (Hong Kong) Limited | 中華人民共和国 香港 | 損害保険業務 | 2004年９月８日 | 1,625百万香港ドル (25,428百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| Aioi Nissay Dowa Insurance (China) Company Limited | 中華人民共和国 天津 | 損害保険業務 | 2009年１月23日 | 625,000千中国元 (12,037百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited | 中華人民共和国 上海 | 損害保険業務 | 2007年９月６日 | 500,000千中国元 (9,630百万円) | 100.0% (100.0%) | — |

| 会　社　名 | 所　在　地 | 主要な事業内容 | 設立年月日 | 資　本　金 | 当社が有する子会社等の議決権比率 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| BOCOM MSIG Life Insurance Company Limited (交銀人寿保険有限公司) | 中華人民共和国 上海 | 生命保険業務 | 2000年７月４日 | 5,100百万中国元 (98,226百万円) | 37.5% | — |
| MSIG Insurance (Vietnam) Company Limited | ベトナム ハノイ | 損害保険業務 | 2009年２月２日 | 300,000百万 ベトナムドン (1,620百万円) | 100.0% (100.0%) | — |
| Cholamandalam MS General Insurance Company Limited | インド チェンナイ | 損害保険業務 | 2001年11月２日 | 2,988百万 インドルピー (4,870百万円) | 40.0% (40.0%) | — |
| Max Financial Services Limited | インド ナワーンシェヘル | 持株会社 | 1988年２月24日 | 690,065千 インドルピー (1,124百万円) | 21.9% (21.9%) | — |
| Max Life Insurance Company Limited | インド チャンディーガル | 生命保険業務 | 2000年７月11日 | 19,188百万 インドルピー (31,276百万円) | 5.2% (5.2%) | — |
| PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG Tbk | インドネシア ジャカルタ | 生命保険業務 | 1984年７月17日 | 210,000百万 インドネシアルピア (1,806百万円) | 80.0% (80.0%) | — |
| PT. Asuransi MSIG Indonesia | インドネシア ジャカルタ | 損害保険業務 | 1975年12月17日 | 100,000百万 インドネシアルピア (860百万円) | 80.0% (80.0%) | — |
| Ceylinco Insurance PLC | スリランカ コロンボ | 持株会社 | 1987年２月11日 | 1,324百万 スリランカルピー (543百万円) | 15.0% (15.0%) | — |
| MSIG Insurance (Thailand) Public Company Limited | タイ バンコク | 損害保険業務 | 1983年４月14日 | 142,666千 タイバーツ (525百万円) | 86.4% (86.4%) | — |
| BPI/MS Insurance Corporation | フィリピン マカティ | 損害保険業務 | 1965年10月１日 | 350,000千 フィリピンペソ (829百万円) | 48.5% (48.5%) | — |
| MSIG Insurance (Malaysia) Bhd. | マレーシア クアラルンプール | 損害保険業務 | 1979年４月28日 | 1,511百万 マレーシアリンギ (44,001百万円) | 65.4% (65.4%) | — |
| Hong Leong Assurance Berhad | マレーシア クアラルンプール | 生命保険業務 | 1982年12月20日 | 200,000千 マレーシアリンギ (5,822百万円) | 30.0% (30.0%) | — |
| MSIG Insurance (Lao) Co., Ltd. | ラオス ビエンチャン | 損害保険業務 | 2009年９月18日 | 2,000千米ドル (244百万円) | 51.0% (51.0%) | — |

(注) 1. 上表は重要な子会社等について記載しております。
2. 資本金欄の（ ）内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内には、間接所有に係る議決権比率を記載しております。

### (9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

### (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

| 氏 名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| **柄澤　康喜** | 取締役会長 会長執行役員 | — | — |
| **金杉　恭三** | 代表取締役 取締役副会長<br>副会長執行役員 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長 | — |
| **原　　典之** | 代表取締役 取締役社長<br>社長執行役員（グループＣＥＯ） | 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員 | — |
| **樋口　哲司** | 代表取締役 副社長執行役員<br>総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、データマネジメント部、ＩＴ企画部、グローバル事業開発部、広報・ＩＲ部、国際管理部、海外生保事業部、監査部、資本政策、サステナビリティ、グループＣＦＯ | — | — |
| **福田　真人** | 取締役 執行役員<br>販売 | 三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員 | — |
| **遠藤　隆興** | 取締役 執行役員<br>経営全般補佐 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員 | — |
| **坂東眞理子** | 取締役（社外取締役） | 学校法人昭和女子大学理事長<br>昭和女子大学総長<br>株式会社三菱総合研究所取締役（社外取締役） | — |
| **有馬　　彰** | 取締役（社外取締役） | — | — |
| **飛松　純一** | 取締役（社外取締役） | 外苑法律事務所弁護士<br>株式会社アマナ取締役（社外取締役）<br>株式会社エーアイ取締役（社外取締役（監査等委員））<br>株式会社キャンディル取締役（社外取締役（監査等委員）） | — |

| 氏 名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| **ロッシェル・カップ** | 取締役（社外取締役） | Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル（社長）<br>株式会社ライトワークス取締役（社外取締役） | — |
| **神野　秀磨** | 監査役（常勤） | — | — |
| **須藤　敦子** | 監査役（常勤） | — | — |
| **千代田邦夫** | 監査役（社外監査役） | 寺崎電気産業株式会社取締役（社外取締役（監査等委員））<br>星和電機株式会社取締役（社外取締役（監査等委員）） | 公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 |
| **植村　京子** | 監査役（社外監査役） | 深山・小金丸法律会計事務所弁護士<br>ソフトバンク株式会社取締役（社外取締役）<br>マブチモーター株式会社取締役（社外取締役（監査等委員）） | — |

（注）1. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、取締役坂東眞理子氏、有馬彰氏、飛松純一氏及びロッシェル・カップ氏並びに監査役千代田邦夫氏及び植村京子氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

2. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年３月31日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 専務執行役員 | 大川畑　文　昭 | 人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループＣＲＯ |
| 執行役員 | 舩曳　真一郎 | 経営全般補佐 |
| 執行役員 | 本島　なおみ | ダイバーシティ＆インクルージョン |
| 執行役員 | 後藤　仁志 | 資産運用、金融サービス事業 |
| 執行役員 | 一本木　真史 | デジタルイノベーション部、グループＣＤＯ（デジタライゼーション推進）、グループＣＩＯ（ＩＴ推進）、グループＣＩＳＯ（情報セキュリティ）、事務・システム |
| 執行役員 | 新納　啓介 | 商品・再保険 |
| 執行役員 | 一柳　若菜 | 損害サービス |
| 執行役員 | 川手　環 | 海外事業 |
| 執行役員 | 嶋津　智幸 | 経営全般補佐 |

3. 2022年４月１日付で執行役員の異動がありました。同日現在の執行役員は、次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 会長執行役員 | 柄澤康喜 | |
| 副会長執行役員 | 金杉恭三 | |
| 社長執行役員 | 原　典之 | グループＣＥＯ |
| 副社長執行役員 | 樋口哲司 | 総合企画部、デジタルイノベーション部副担当、グローバル事業開発部、広報・ＩＲ部、国際管理部、海外生保事業部、監査部、資本政策、サステナビリティ、グループＣＦＯ |
| 専務執行役員(新任) | 田村　悟 | 人事・総務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループＣＲＯ |
| 執行役員 | 舩曳真一郎 | 経営全般補佐 |
| 執行役員 | 本島なおみ | ダイバーシティ＆インクルージョン |
| 執行役員 | 福田真人 | 販売 |
| 執行役員 | 一本木真史 | デジタルイノベーション部、グループＣＤＯ（ＤＸ推進) |
| 執行役員 | 新納啓介 | 経営全般補佐 |
| 執行役員 | 一柳若菜 | 損害サービス |
| 執行役員 | 川手　環 | 海外事業 |
| 執行役員 | 嶋津智幸 | 経営全般補佐 |
| 執行役員（新任） | 川辺寿也 | 人事・総務部長 |
| 執行役員（新任） | 白井祐介 | 経営全般補佐 |
| 執行役員（新任） | 早川琢磨 | 資産運用、金融サービス事業 |
| 執行役員（新任） | 津田卓也 | データマネジメント部、ＩＴ企画部、事務・システム、グループＣＩＯ（ＩＴ推進)、グループＣＩＳＯ（情報セキュリティ） |
| 執行役員（新任） | 大和田博義 | 総合企画部長 |
| 執行役員（新任） | 荒川裕司 | 商品・再保険 |
| 執行役員（新任） | 鈴木啓司 | リスク管理部長 |

4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役を１名選任しております。

| | |
|---|---|
| 補欠監査役 | 目黒高三 |

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び支給対象となった人数

(単位：百万円)

| 区　分 | 支給人数 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 固定報酬 | 業績連動報酬等 | |
| | | | | 金銭報酬 | 非金銭報酬等(株式報酬) |
| 取締役 | 12名 | 368 | 239 | 65 | 63 |
| 監査役 | 5名 | 80 | 80 | — | — |
| 計 | 17名 | 448 | 320 | 65 | 63 |

(注) 1. 支給人数には、当事業年度中に退任した取締役２名、監査役１名を含んでおります。
2. 固定報酬には、当事業年度中に退任した取締役２名、監査役１名に対する報酬等を含んでおります。
3. 当事業年度において支給した取締役７名の業績連動報酬等に、前事業年度の業績に基づく業績連動報酬等の引当金繰入額との差額△１百万円が発生いたしましたが、上表には反映しておりません。

### ロ　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、2019年２月14日、同年５月20日及び2021年５月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等を以下のとおり決議しております。

a．基本方針
- ・当社グループのガバナンス強化及び中長期的な企業価値向上を目的とします。
- ・会社業績と連動し、持続的な成長への適切なインセンティブとなる役員報酬制度とします。
- ・グローバル企業として競争力のある報酬水準とします。

b．決定プロセス
(a) 取締役の報酬等
- ・透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会の決議により、株主総会の決議により定められた金額の範囲内で決定します。
- ・報酬委員会は、取締役の報酬等の額及び役員報酬等の決定に関する方針等について取締役会に助言します。
- ・取締役会は、報酬委員会の助言を最大限尊重します。また、報酬等の額は、取締役会で決議した報酬体系に沿っていることを確認したうえで決定します。

なお、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会の助言が最大限尊重されていることや取締役会で決議した報酬体系に沿っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

（b）監査役の報酬等

・株主総会の決議により定められた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議により決定します。

c．報酬の概要

（a）報酬の構成

| | 固定報酬 | 業績連動報酬 | |
|---|---|---|---|
| | | 金銭報酬 | 株式報酬 |
| 取締役（社外取締役を除きます。） | ○ | ○ | ○ |
| 社外取締役 | ○ | — | — |
| 監査役 | ○ | — | — |

・固定報酬と業績連動報酬で構成します。社外取締役及び監査役は固定報酬のみとします。
・固定報酬は役位別に定めています。
・業績連動報酬は会社業績を踏まえて決定します。
・業績連動報酬は金銭報酬と株式報酬で構成します。
・固定報酬は当事業年度に月例で支給し、業績連動報酬は事業年度終了後に支給します。
・役員報酬の標準的な構成比率は、役位に応じて次のとおりです（社外取締役及び監査役を除きます。）。

＜取締役社長＞

業績連動報酬の比率を他の役位以上とする構成としています。

（標準割合）

| 【固定報酬】 | 【業績連動報酬】 | 【業績連動報酬】 |
|---|---|---|
| | 金銭報酬 | 株式報酬 |
| 50% | 25% | 25% |

＜その他の役位＞

役位に応じて固定報酬、業績連動報酬の割合が異なる構成としています。

（標準割合）

| 【固定報酬】 | 【業績連動報酬】 | 【業績連動報酬】 |
|---|---|---|
| | 金銭報酬 | 株式報酬 |
| 約60%～約70% | 約20% | 約10%～約20% |

（b）株式報酬の内容

・株式報酬は、譲渡制限付株式による支給とし、原則として役員退任時に譲渡制限を解除します。

・在任中の不正行為等が明らかになった場合は、譲渡制限付株式について、譲渡制限期間中の無償取得を行い、又は譲渡制限解除後の返還を行わせることとします。

| 譲渡制限付株式報酬制度の概要 | |
|---|---|
| 対象取締役 | 社外取締役以外の取締役 |
| 支給する金銭報酬債権額（上限） | 年額２億円 |
| 割り当てる株式の種類 | 普通株式<br>（譲渡制限付株式割当契約において譲渡制限を付したもの） |
| 割り当てる株式の総数（上限） | 年13万株 |
| 譲渡制限期間 | 割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間 |

d．業績連動報酬に係る業績指標等

・業績連動報酬は会社業績と連動し、財務指標と非財務指標をもとに決定します。

・財務指標と非財務指標は、グループ中期経営計画「**Vision 2021**」を踏まえて選定したものであり、指標の内容及び選定理由は以下のとおりです。

（a）財務指標

・財務指標は、単年度の業績を役員報酬に反映するための指標です。

| 指標 | 選定理由 |
|---|---|
| グループ修正利益（*1） | グループ中期経営計画「**Vision 2021**」において、グループ修正利益及びグループ修正ＲＯＥの数値目標を掲げていること、また、連結当期純利益がグループの重要な業績指標であることを踏まえ選定したものです。 |
| 連結当期純利益 | |
| グループ修正ＲＯＥ（*2） | |

＊1 グループ修正利益
連結当期利益＋異常危険準備金等繰入額－その他特殊要因（のれん・その他無形固定資産償却額等）＋非連結グループ会社持分利益

＊2 グループ修正ＲＯＥ
グループ修正利益÷［修正純資産（連結純資産＋異常危険準備金等－のれん・その他無形固定資産）の期初・期末平均］

（b）非財務指標

・非財務指標は、中長期の業績に寄与する取組みを役員報酬に反映するための指標です。

| 評価項目 | | 選定理由 |
|---|---|---|
| サステナビリティ | ○サステナビリティ重点課題<br>・新しいリスクに対処する<br>・事故のない快適なモビリティ社会を作る<br>・レジリエントなまちづくりに取り組む<br>・「元気で長生き」を支える<br>・気候変動の緩和と適応に貢献する<br>・自然資本の持続可能性向上に取り組む<br>・「誰一人取り残さない」を支援する<br>○社会の信頼に応える品質<br>○社員がいきいきと活躍できる経営基盤 | 「Vision 2021」において、「サステナビリティ重点課題」を掲げ、「社会の信頼に応える品質」と「社員がいきいきと活躍できる経営基盤」とともに、社会との共通価値を創造していくため、非財務指標の評価項目に選定したものです。 |
| 重点戦略 | ○グループ総合力の発揮<br>○デジタライゼーションの推進<br>○ポートフォリオ変革 | 「Vision 2021」において、左記３項目を「重点戦略」としているため、非財務指標の評価項目に選定したものです。 |

（c）財務指標、非財務指標の適用方法

・業績連動報酬の算定における財務指標と非財務指標の割合は、「50：50」を標準としています。

・適用係数は標準1.0に対して財務指標は0～3.0、非財務指標は0.5～1.5の幅で変動します。

・業績連動報酬は、金銭報酬、株式報酬それぞれについて、役位別基準額をもとに、以下のとおり算定します。

金銭報酬：役位別基準額×会社業績係数（財務指標×80%＋非財務指標×20%）

株式報酬：役位別基準額×会社業績係数（財務指標×20%＋非財務指標×80%）

・金銭報酬は、財務指標の割合を非財務指標より高くすることにより、単年度の業績を、より反映する構成としています。

・株式報酬は、非財務指標の割合を財務指標より高くすることにより、中長期的な企業価値向上に寄与する取組みの評価を、より反映する構成としています。

（d）当事業年度の財務指標、非財務指標の実績

＜財務指標＞

| | 実績値 | 計画 | 計画比 |
|---|---|---|---|
| グループ修正利益 | 3,471億円 | 3,155億円 | 110.0% |
| 連結当期純利益 | 2,627億円 | 2,321億円 | 113.2% |
| グループ修正ＲＯＥ | 9.5% | 8.5% | ＋1.0ポイント |

**グループ修正利益**

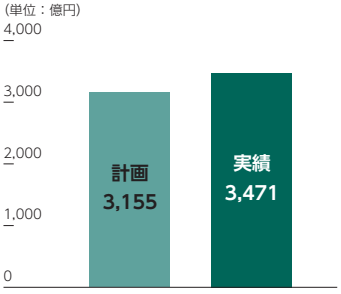


**連結当期純利益**

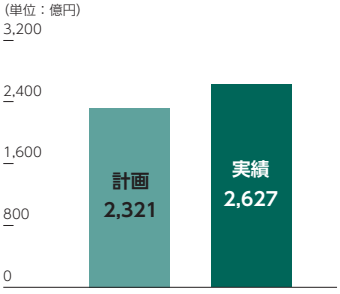


**グループ修正ＲＯＥ**

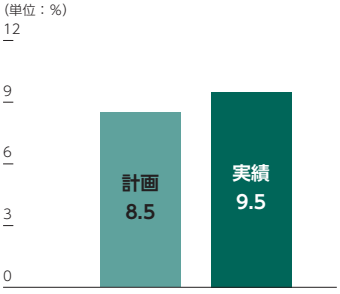


＜非財務指標＞

| 評価項目 | 評価の結果 |
|---|---|
| サステナビリティ | 以下の観点などを踏まえた評価の結果、標準並みの評価となりました。<br>・新たなリスクやビジネスに対応した商品・サービスの開発・提供<br>・事故防止や安全運転に資する商品・サービスの開発・提供<br>・お客さま満足度　等 |
| 重点戦略 | 以下の観点などを踏まえた評価の結果、標準並みの評価となりました。<br>・グループ各社のノウハウを活用したシナジー取組みの推進（商品、損害サービス等）<br>・デジタライゼーション取組みの進展<br>・ポートフォリオ変革　等 |

e．役員の報酬等に関する株主総会の決議

＜取締役の報酬＞

**2018年６月25日開催〔第10期定時株主総会〕**

年額５億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額１億円以内）とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は５名）です。

**2019年６月24日開催〔第11期定時株主総会〕**

新たに、事後交付による譲渡制限付株式報酬制度を導入すること及び社外取締役以外の取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額を年額２億円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の社外取締役以外の取締役の員数は７名です。

＜監査役の報酬＞

**2009年６月25日開催〔第１期定時株主総会〕**

年額１億1,000万円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

## (3) 責任限定契約・補償契約

| 氏　　名 | 責任限定契約・補償契約の内容の概要等 |
|---|---|
| （社外取締役）<br>**坂　東　眞理子**<br>**有　馬　　彰**<br>**飛　松　純　一**<br>**ロッシェル・カップ**<br>（社外監査役）<br>**千代田　邦　夫**<br>**植　村　京　子** | ＜責任限定契約の内容の概要＞<br>当社は各氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める額の合計額となります。<br><br>＜補償契約の内容の概要＞<br>該当事項はありません。 |

## (4) 役員等賠償責任保険契約

| 被保険者の範囲 | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 |
|---|---|
| 当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等 | 当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が、その職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、１年ごとに契約更新しております。 |

## 3 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の兼職につきましては、前記「2　会社役員に関する事項　(1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。兼職先と当社の間に特別の関係はありません。

### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏　　名 | 在任期間 | 取締役会等への出席状況 | 取締役会等における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|
| **坂　東　眞理子**<br>(社外取締役) | 4年9か月 | 当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。 | 取締役会などにおいて主に行政、人財育成分野やダイバーシティ推進などに関する豊富な知見及び経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。当事業年度に開催された報酬委員会では、委員長として役員報酬の審議に携わり、当社のコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。 |
| **有　馬　　彰**<br>(社外取締役) | 3年9か月 | 当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。 | 取締役会などにおいて主に大企業での企業経営者としての豊富な知見及び経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。当事業年度に開催された人事委員会では、委員長として役員人事の審議に携わり、当社のコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。 |
| **飛　松　純　一**<br>(社外取締役) | 3年9か月 | 当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。 | 取締役会などにおいて主に弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知見及び経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。当事業年度に開催された品質向上・コンプライアンス委員会では、法令遵守の観点で的確な助言を行うとともに、ガバナンス委員会では委員長としてコーポレートガバナンスに関する知見を活かし適宜必要な助言を行い、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与しております。 |

| 氏　　名 | 在任期間 | 取締役会等への出席状況 | 取締役会等における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|
| **ロッシェル・カップ**<br>(社外取締役) | 1年9か月 | 当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。 | 取締役会などにおいて主に異文化コミュニケーションに関する豊富な知見、日本及び海外における経営コンサルタントとしての経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行い社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、人事委員会及び報酬委員会の委員として、役員の人事や報酬の審議に携わり、当社のコーポレートガバナンスの向上に寄与しております。 |
| **千代田　邦　夫**<br>(社外監査役) | 5年9か月 | 当事業年度中に開催の取締役会12回すべて、監査役会11回すべてに出席しております。 | 取締役会、監査役会において主に公認会計士としての会計及び監査に関する豊富な知見及び経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。 |
| **植　村　京　子**<br>(社外監査役) | 4年9か月 | 当事業年度中に開催の取締役会12回すべて、監査役会11回すべてに出席しております。 | 取締役会、監査役会において主に弁護士としての豊富な知見及び経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査機能を果たしております。 |

(注)　各氏の在任期間は、就任日から2022年3月31日までの期間であります。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 保険持株会社からの報酬等 | 保険持株会社の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報酬等合計 | 6名 | 81 | ― |

(注)　保険持株会社からの報酬等の内訳は、社外取締役57百万円、社外監査役24百万円であります。

## (4) 社外役員の意見

「3　社外役員に関する事項」(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

# 4 株式に関する事項

## (1) 株式数

| | |
|---|---|
| **発行可能株式総数** | 900,000千株 |
| **発行済株式の総数** | 593,632千株 |

(注) 2021年７月27日に譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことにより前期末と比べて、159千株増加しております。

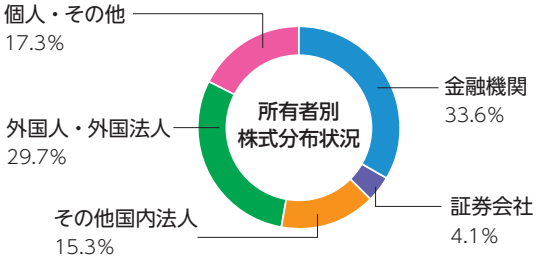


## (2) 当年度末株主数

72,689 名

## (3) 大株主

| 株主の氏名又は名称 | 当社への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| | 千株 | % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 86,338 | 15.8 |
| トヨタ自動車株式会社 | 52,610 | 9.6 |
| 日本生命保険相互会社 | 36,325 | 6.6 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 24,748 | 4.5 |
| JP MORGAN CHASE BANK 380055 | 16,465 | 3.0 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 8,880 | 1.6 |
| バークレイズ証券株式会社 | 6,574 | 1.2 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 | 6,293 | 1.1 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 | 6,222 | 1.1 |
| 住友生命保険相互会社 | 6,077 | 1.1 |

(注) 1. 当社は自己株式46,187千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

| | 株式の数 | 株式の交付を受けた者の人数 |
|---|---|---|
| 取締役（社外役員を除きます。） | 12,649株 | 6名 |
| 社外取締役（社外役員） | — | — |
| 取締役以外の会社役員 | — | — |

（注）1. 当社の株式報酬制度の概要につきましては、「2 会社役員に関する事項 (2)会社役員に対する報酬等」に記載しております。
2. 当社取締役（社外役員を除きます。）は、当社取締役及び執行役員の職務執行の対価として本表に記載の株式を交付されましたが、上記の他、当社の主要な子会社の取締役及び執行役員の職務執行の対価として23,012株の株式を交付されております。

## 5 新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ms-ad-hd.com）に掲載しております。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | そ の 他 |
|---|---|---|
| 有限責任 あずさ監査法人<br>指定有限責任社員 山田 裕行<br>指定有限責任社員 廣瀬 文人<br>指定有限責任社員 石井 顕一 | 73 | 1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、コンプライアンス対応支援業務についての対価を支払っております。<br>2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。 |

(注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は866百万円であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の金額には金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を含めております。

### (2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

**イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人を解任すること又は再任しないことが適当と判断する場合には、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

**ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしている事実**

当社の重要な子法人等のうち海外の子法人等については、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人により監査を受けております。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 業務の適正を確保するための体制

当社では「ＭＳ＆ＡＤインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針」を定め、会社法で求められる体制に加え、「財務報告の信頼性を確保するための体制」を体制整備の重要な視点としています。

当社はこの基本方針に沿って体制を整備するとともに、毎年、体制の構築及び適切な運用が行われているか点検を行い、取締役会に報告しております。

業務の適正を確保するための体制につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ms-ad-hd.com）に掲載しております。

## 9 特定完全子会社に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ms-ad-hd.com）に掲載しております。

## 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12 その他

該当事項はありません。

# 2021年度（2022年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金及び預貯金 | 2,357,036 | 保険契約準備金 | 18,608,139 |
| 買入金銭債権 | 146,489 | 支払備金 | 2,467,600 |
| 金銭の信託 | 2,039,135 | 責任準備金等 | 16,140,539 |
| 有価証券 | 16,959,321 | 社債 | 782,902 |
| 貸付金 | 985,242 | その他負債 | 1,837,250 |
| 有形固定資産 | 487,691 | 退職給付に係る負債 | 137,710 |
| 土地 | 227,757 | 役員退職慰労引当金 | 176 |
| 建物 | 197,084 | 賞与引当金 | 30,006 |
| リース資産 | 24,153 | 特別法上の準備金 | 266,381 |
| 建設仮勘定 | 3,895 | 価格変動準備金 | 266,381 |
| その他の有形固定資産 | 34,800 | 繰延税金負債 | 45,528 |
| 無形固定資産 | 443,159 | 支払承諾 | 23,000 |
| ソフトウェア | 154,047 | 負債の部合計 | 21,731,096 |
| のれん | 124,946 | （純資産の部） | |
| リース資産 | 164 | 資本金 | 100,534 |
| その他の無形固定資産 | 163,999 | 資本剰余金 | 553,680 |
| その他資産 | 1,529,465 | 利益剰余金 | 1,251,280 |
| 退職給付に係る資産 | 30,265 | 自己株式 | △ 159,850 |
| 繰延税金資産 | 40,653 | 株主資本合計 | 1,745,644 |
| 支払承諾見返 | 23,000 | その他有価証券評価差額金 | 1,565,167 |
| 貸倒引当金 | △ 7,614 | 繰延ヘッジ損益 | △ 998 |
| | | 為替換算調整勘定 | △ 52,492 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 1,566 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 1,513,242 |
| | | 新株予約権 | 762 |
| | | 非支配株主持分 | 43,099 |
| | | 純資産の部合計 | 3,302,749 |
| 資産の部合計 | 25,033,846 | 負債及び純資産の部合計 | 25,033,846 |

# 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **経常収益** | **5,132,042** |
| **保険引受収益** | **4,239,589** |
| 正味収入保険料 | 3,609,052 |
| 収入積立保険料 | 52,185 |
| 積立保険料等運用益 | 35,631 |
| 生命保険料 | 520,037 |
| その他保険引受収益 | 22,682 |
| **資産運用収益** | **858,664** |
| 利息及び配当金収入 | 302,615 |
| 金銭の信託運用益 | 170,905 |
| 売買目的有価証券運用益 | 31,346 |
| 有価証券売却益 | 145,320 |
| 有価証券償還益 | 5,526 |
| 特別勘定資産運用益 | 58,239 |
| その他運用収益 | 180,341 |
| 積立保険料等運用益振替 | △ 35,631 |
| **その他経常収益** | **33,788** |
| 持分法による投資利益 | 16,711 |
| その他の経常収益 | 17,076 |
| **経常費用** | **4,741,543** |
| **保険引受費用** | **3,915,377** |
| 正味支払保険金 | 1,946,975 |
| 損害調査費 | 198,925 |
| 諸手数料及び集金費 | 725,349 |
| 満期返戻金 | 180,991 |
| 契約者配当金 | 58 |
| 生命保険金等 | 471,410 |
| 支払備金繰入額 | 127,190 |
| 責任準備金等繰入額 | 259,922 |
| その他保険引受費用 | 4,554 |
| **資産運用費用** | **108,908** |
| 金銭の信託運用損 | 14,206 |
| 有価証券売却損 | 17,708 |
| 有価証券評価損 | 36,254 |
| 有価証券償還損 | 240 |
| 金融派生商品費用 | 28,062 |
| その他運用費用 | 12,435 |
| **営業費及び一般管理費** | **696,390** |
| **その他経常費用** | **20,866** |
| 支払利息 | 15,482 |
| 貸倒損失 | 137 |
| その他の経常費用 | 5,247 |
| **経常利益** | **390,499** |

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **特別利益** | **14,990** |
| **固定資産処分益** | **14,990** |
| **特別損失** | **35,462** |
| **固定資産処分損** | **6,296** |
| **減損損失** | **2,684** |
| **特別法上の準備金繰入額** | **21,405** |
| 価格変動準備金 | 21,405 |
| **その他特別損失** | **5,076** |
| **税金等調整前当期純利益** | **370,027** |
| **法人税及び住民税等** | **72,024** |
| **法人税等調整額** | **32,054** |
| **法人税等合計** | **104,078** |
| **当期純利益** | **265,948** |
| **非支配株主に帰属する当期純利益** | **3,149** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | **262,799** |

# 2021年度（2022年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **74,566** | **流動負債** | **25,321** |
| 現金及び預金 | 11,948 | 未払金 | 23,685 |
| 関係会社預け金 | 2,815 | 未払費用 | 703 |
| 前払費用 | 13 | 未払法人税等 | 373 |
| 未収還付法人税等 | 39,986 | 未払消費税等 | 103 |
| その他 | 19,802 | 預り金 | 13 |
| **固定資産** | **1,625,792** | 賞与引当金 | 442 |
| **有形固定資産** | **252** | **固定負債** | **300,519** |
| 建物 | 235 | 社債 | 299,900 |
| 工具、器具及び備品 | 17 | 資産除去債務 | 239 |
| **無形固定資産** | **381** | 繰延税金負債 | 379 |
| ソフトウェア | 381 | **負債合計** | 325,840 |
| **投資その他の資産** | **1,625,158** | （純資産の部） | |
| 投資有価証券 | 144,832 | **株主資本** | **1,369,294** |
| 関係会社株式 | 1,404,202 | **資本金** | **100,534** |
| 関係会社出資金 | 65,864 | **資本剰余金** | **1,079,524** |
| 繰延税金資産 | 10,258 | 資本準備金 | 729,790 |
| その他 | 0 | その他資本剰余金 | 349,734 |
| | | **利益剰余金** | **348,286** |
| | | その他利益剰余金 | 348,286 |
| | | 繰越利益剰余金 | 348,286 |
| | | **自己株式** | **△ 159,051** |
| | | **評価・換算差額等** | **4,461** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 4,461 |
| | | **新株予約権** | **762** |
| | | **純資産合計** | **1,374,518** |
| **資産合計** | **1,700,359** | **負債純資産合計** | **1,700,359** |

# 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 | |
|---|---|---|---|
| **営業収益** | | | |
| 関係会社受取配当金 | | 124,536 | |
| 関係会社受入手数料 | | 157 | **124,693** |
| **営業費用** | | | |
| 販売費及び一般管理費 | | 12,036 | **12,036** |
| **営業利益** | | | **112,656** |
| **営業外収益** | | | |
| 受取配当金 | | 10,662 | |
| 未払配当金除斥益 | | 78 | |
| その他 | | 61 | **10,802** |
| **営業外費用** | | | |
| 社債利息 | | 4,065 | |
| 社債発行費 | | 8 | |
| その他 | | 215 | **4,289** |
| **経常利益** | | | **119,169** |
| **税引前当期純利益** | | | **119,169** |
| **法人税、住民税及び事業税** | | △ 6,052 | |
| **法人税等調整額** | | 8,206 | **2,153** |
| **当期純利益** | | | **117,016** |

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年５月18日

ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　裕　行
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　廣　瀬　文　人
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　井　顕　一

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年５月18日

ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　裕　行
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　廣　瀬　文　人
　指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　井　顕　一

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監査役会監査報告書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月19日

ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 神野秀磨

常勤監査役 須藤敦子

監査役（社外監査役） 千代田邦夫

監査役（社外監査役） 植村京子

以 上

# 〈ご参考〉当社のコーポレートガバナンスに関する考え方、態勢について

## コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

・当社は、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念（ミッション）」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための経営体制を構築し、企業価値の向上に努めます。
・そのため、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき「MS&ADインシュアランスグループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）」を策定し、当社グループの全役職員へ浸透させるよう努めるとともに、中期経営計画において、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づけ、計画の推進に積極的に取り組みます。

## コーポレートガバナンス態勢の概要

・当社は、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が適切に監査機能を発揮するものとし、双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組みます。
・取締役会の内部委員会である「人事委員会」及び「報酬委員会」（委員の過半数及び委員長は社外取締役）並びに「ガバナンス委員会」（社外取締役全員と取締役会長・取締役副会長・取締役社長で構成）を設置し、実効性と透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築します。
・執行役員制度を採用し、執行役員への業務執行権限の委譲を進め、迅速な業務執行を行います。

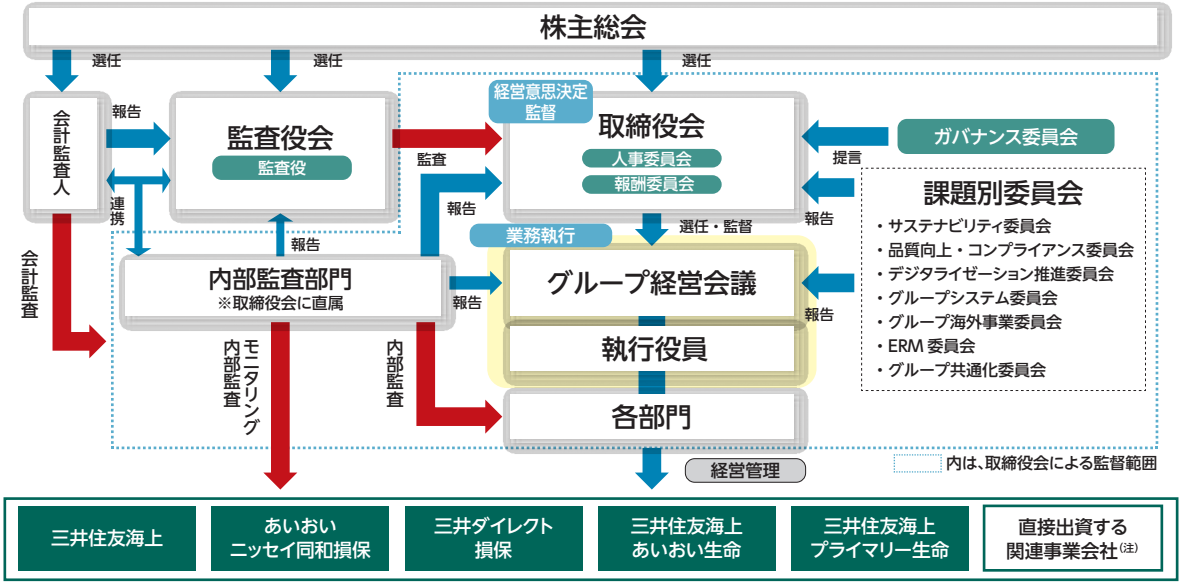


(注) 関連事業会社は、MS&AD インターリスク総研、MS&AD ビジネスサポート、MS&AD スタッフサービス、MS&AD システムズ、MS&AD 事務サービス、MS&AD グランアシスタンス、MS&AD アビリティワークス、MS&AD ベンチャーズの8社です。

当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」全文はオフィシャルサイトからご覧いただけます。
https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/corporate/governance.html

## 〈ご参考〉取締役会全体の実効性に関する分析・評価について

当社では、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第３章５．に記載のとおり、取締役会全体の実効性についての分析・評価を毎年実施することとしています。

2021年度の取締役会全体の実効性についての分析・評価の概要は、以下のとおりです。

### １．分析・評価のプロセス

（１）取締役に対する自己評価アンケートの実施と集計

・12項目の質問票（取締役会の役割・責務、運営等にて設問を構成）を事前に配付し、事務局によるインタビュー形式でアンケート※を実施した。
※取締役会長、取締役副会長、取締役社長は除く
・2020年度の取締役会評価でとりまとめた改善策（2021年度の機能向上策）に沿って、取締役は取締役会の実効性を向上させるための取組みが実施されているかどうかを中心に回答を行った。

（２）社外取締役会議における意見交換

・社外取締役会議（社外取締役全員で構成）において、アンケート結果に基づき、分析・評価のための意見交換を実施した。

（３）ガバナンス委員会における分析・評価のとりまとめ

・ガバナンス委員会（社外取締役全員、取締役会長、取締役副会長、取締役社長で構成）として社外取締役会議での意見交換結果も踏まえ分析・評価を行い、2022年度の機能向上策として取りまとめた。

（４）2022年度の機能向上策は、速やかに取組みを開始・強化し、実効性向上に向けたPDCAサイクルにつなげていく。

### ２．分析・評価結果の概要

2021年度の取締役会における論議内容および機能発揮、運営面、ならびに社外役員に対する研修・情報提供等の状況を踏まえ、以下の結果となった。

| | |
|---|---|
| 2021年度の取組みと取締役会評価結果 | ・次期中期経営計画の策定に向け、当社を取り巻く環境等も踏まえた成長戦略など、中長期的な企業価値向上に向けた建設的な論議が行われた。論議においては、取締役会以外の機会（社外役員勉強会等）も積極的に活用された。<br>・サステナビリティ取組みに関して、TCFDに沿った報告など、気候変動リスクに関する取組内容を積極的に開示、発信した。<br>・海外事業投資案件を中心に、投資目的やリスクに関して十分な説明が行われ、深度ある論議・検討が行われている。<br>・取締役会は自由闊達な論議ができる雰囲気が醸成されており、重要議案を中心に忌憚のない論議が行われている。<br>・各種会議がWeb形式となったことで、社外役員間や社内役員と非公式な意見交換を行うことが難しくなった。社内役員の人物像や考え方を理解するためにも少人数の社内役員と意見交換できる機会を設ける必要がある。 |
| 2022年度の機能向上策 | ・海外子会社の経営陣と社外役員が対話し、海外子会社における潜在的なリスクを把握できる機会を拡大する。<br>・社外役員が事業会社を見学する機会や、事業会社社員と直接対話する機会を設ける。<br>・社外役員が少人数の執行役員と自由に意見交換できる機会を設ける。 |

## 〈ご参考〉グループ中期経営計画（2022-2025）
## ～リスクソリューションのプラットフォーマーとして、社会と共に成長する～について

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループの創造という経営ビジョンの実現を目指し、新しいグループ中期経営計画（2022-2025）を定めました。

当社グループでは、前中期経営計画を通じて、社会との共通価値の創造（ＣＳＶ：Creating Shared Value）に取り組んできたことで、ＣＳＶが社員に浸透しているという強みがあります。新中期経営計画では、ＣＳＶに対する高い意識をソリューションの提供や新たなビジネスの創造といった成果につなげる動きを加速します。これにより、さまざまな社会課題に対して、保険サービスを含むあらゆるリスクソリューションを提供し、レジリエントでサステナブルな社会の実現に貢献していきます。

### 目指す姿

#### （1）定性目標

**レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ**

**リスクソリューションのプラットフォーマーとして**

気候変動をはじめとした社会課題の解決に貢献し、社会と共に成長していく

- 経済的な損失の補てんに加えて、補償・保障前後における商品・サービスをシームレスに提供する
- デジタルを活用したマーケティング、アンダーライティング、損害サービス、リスクコンサルティングにより、最適なソリューションを提供する

#### （2）定量目標

IFRSベースの純利益※1で2025年度4,700億円、修正ＲＯＥ※2で安定的に10%以上の達成を目指します。

※1　今後、世界各国の保険会社で導入が進むと見込まれる国際会計基準に基づく目標設定とします。

※2　修正ＲＯＥ＝ＩＦＲＳ純利益÷（ＩＦＲＳ純資産－政策株式の含み損益）

## 取組内容

・「レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ」を実現するため、「Value（価値の創造）」「Transformation（事業の変革）」「Synergy（グループシナジーの発揮）」を基本戦略とします。
・「サステナビリティ」「品質」「人財」「ＥＲＭ」を、基本戦略を支える基盤とします。

### 基本戦略

**Value**
（価値の創造）
「ＣＳＶ×ＤＸ」取組みをグローバルに展開することで、気候変動をはじめとした社会課題の解決に貢献します。また、データやデジタルを活用したリスクコンサルティングを高度化し、補償・保障前後の商品・サービスの開発を進め、収益基盤を強化します。

**Transformation**
（事業の変革）
主に「商品」「事業」「リスク」のポートフォリオ変革を進め、大規模自然災害やパンデミック等の発生にも耐えうる態勢を構築します。

**Synergy**
（グループシナジーの発揮）
「１プラットフォーム戦略」によりグループ共通化・共同化・一体化を推進します。また、「生損保事業のシナジー」を進めるとともに、国内外のグループ各社のノウハウ等を活用し合う「グローバルシナジー」を追求し、グループの多様性を活かし連携を強化することで一層の成長につなげます。

### 基盤

**サステナビリティ**
ステークホルダーと当社グループ双方に重要度が高い社会課題である「地球環境との共生」「安心・安全な社会」「多様な人々の幸福」に取り組みます。

**品質**
社会の信頼とお客さまの満足を確保するとともに、透明性と実効性の高いコーポレートガバナンスを実践します。

**人財**
基本戦略の実行を支える人財を確保するとともに、その能力・スキル・意欲を最大限に発揮できる環境を整備します。

**ERM**
リスク、リターン、資本の一体的管理による収益力と資本効率の向上に努め、政策株式の削減を進めます。

メ　モ

# 株主総会会場ご案内図

## 三井住友海上駿河台ビル（受付は１階にて行います。）

東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地　電話（03）3259-3111

ご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

### ▌交通機関のご案内

**ＪＲ**　中央線・総武線　**御茶ノ水駅**
**聖橋口**より徒歩５分

**東京メトロ**
○千代田線　**新御茶ノ水駅**
○丸ノ内線　**淡路町駅**
**都営地下鉄**
○新　宿　線　**小川町駅**
**B3b出口**より徒歩１分
（地下通路より直結しております。）

※ お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社

VEGETABLE OIL INK　UD FONT　FSC www.fsc.org　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C022915